

福井県海面漁場計画（素案）

令和 5 年 3 月 2 日  
福井県農林水産部水産課

1. 漁場計画件数

	現行	更新	新規	増減
共同漁業権	33	33	0	0
定置漁業権	41	40	0	-1
区画漁業権	83	77	2	-4
合 計	157	150	2	-5

2. 更新

共同

共第 1, 13, 51 号

⇒漁場区域の調整

共第 2 号

⇒雑魚小型定置漁業および磯刺し網漁業の操業時期変更

共第 1, 8, 10, 11, 12, 13, 15, 16, 17, 20, 21, 22, 30 号

⇒えむし漁業の削除

共第 7, 8, 30 号

⇒雑魚小型定置漁業の削除

共第 18 号

⇒あわび漁業、さざえ漁業、とこぶし漁業、ばい貝漁業、かき漁業、うに漁業、なまこ漁業、たこ漁業、もずく漁業、いわのり漁業、えごのり漁業、てんぐさ漁業、うみぞうめん漁業の追加

共第 27 号

⇒ほんだわら漁業の追加

定置

定第 1, 5, 7, 8, 10, 11, 13, 18, 20, 21, 22, 23, 26, 28, 32, 33, 36, 51, 53, 55, 56 号

⇒漁場区域の調整

区画

⇒漁業種類の変更

※漁場の区域の点については、案の段階で緯度経度の表記により定める予定

3. 新規

区第2号、区第82号

4. 存続期間（漁業法第75条）

共同漁業権、区画漁業権（真珠養殖業、網仕切り式養殖業）は10年（免許の日から令和15年8月31日まで）

定置漁業権、区画漁業権は5年（免許の日から令和10年8月31日まで）

5. 免許予定日

令和5年9月1日

## 共同漁業権（素案）

### 共同漁業

- 1 免許予定日  
令和5年9月1日
  
- 2 存続期間  
令和5年9月1日から令和15年8月3  
1日まで
  
- 3 個別漁業権又は団体漁業権の別  
団体漁業権
  
- 4 免許の内容たるべき事項および関係地区、  
条件

共同漁業権（素案）

公示番号 共第1号

(エ) 基点第4号から真方位323度

(1) 免許の内容たるべき事項

1,800メートルの点

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第1種 共同漁業	あわび漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	さざえ 〃	〃
〃	とこぶし 〃	〃
〃	ばい貝 〃	〃
〃	かき 〃	〃
〃	あさり 〃	〃
〃	はまぐり 〃	〃
〃	わかめ 〃	〃
〃	はばのり 〃	〃
〃	いわのり 〃	〃
第2種 共同漁業	雑魚小型定置漁業	4月1日から 11月30日まで
〃	磯さし網 〃	4月1日から 11月30日まで

(2) 関係地区

あわら市浜坂、北潟および波松

イ 漁場の位置

あわら市地先

ウ 漁場の区域

次の点（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）および基点第4号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第4号 あわら市と坂井市三国町との境界に設置した標柱

(ア) 北緯36度17分42.196秒、東経136度14分35.198秒

(イ) 北緯36度14分36.6秒、東経136度17分44.0秒

(ウ) 点（イ）から真方位313度1,800メートルの点

共同漁業権（素案）

公示番号 共第2号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第1種 共同漁業	あわび漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	さざえ 〃	〃
〃	とこぶし 〃	〃
〃	ばい貝 〃	〃
〃	かき 〃	〃
〃	あさり 〃	〃
〃	はまぐり 〃	〃
〃	うに 〃	〃
〃	なまこ 〃	〃
〃	たこ 〃	〃
〃	わかめ 〃	〃
〃	もずく 〃	〃
〃	ほんだわら 〃	〃
〃	はばのり 〃	〃
〃	いわのり 〃	〃
〃	えごのり 〃	〃
〃	てんぐさ 〃	〃
〃	えむし 〃	〃
第2種 共同漁業	雑魚小型定置漁業	〃
〃	磯さし網 〃	〃

イ 漁場の位置

坂井市三国町浜地、梶、崎、安島、米ヶ脇および宿地先

ウ 漁場の区域

次の基点第4号、(ア)、(イ)、(ウ)、

(エ)、(オ) および基点第16号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第4号 あわら市と坂井市との境界に設置した標柱

基点第5号 坂井市三国町梶地先岩脇に設置した標柱

基点第10号 坂井市三国町安島地先雄島北端に設置した標柱

基点第11号 坂井市三国町安島地先雄島西端に設置した標柱

基点第16号 坂井市三国町宿地先三国旧防波堤突端に設置した標柱

(ア) 基点第4号から真方位323度1,200メートルの点

(イ) 基点第5号から真方位353度1,200メートルの点

(ウ) 基点第5号から真方位353度1,800メートルの点

(エ) 基点第10号から真方位353度800メートルの点

(オ) 基点第11号から真方位263度300メートルの点

(2) 関係地区

坂井市三国町浜地、梶、崎、安島、米ヶ脇、宿および新保

共同漁業権（素案）

公示番号 共第3号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第1種 共同漁業	あわび漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	さざえ 〃	〃
〃	とこぶし 〃	〃
〃	ばい貝 〃	〃
〃	たこ 〃	〃
〃	わかめ 〃	〃
〃	いわのり 〃	〃
〃	てんぐさ 〃	〃

イ 漁場の位置

坂井市三国町米ヶ脇および宿地先

ウ 漁場の区域

次の基点第16号、(ア) および基点第477号の各点を順次に結んだ線と三国灯台防波堤とによって囲まれた区域

基点第11号 坂井市三国町安島地先  
雄島西端に設置した標柱

基点第16号 坂井市三国町宿地先  
三国旧防波堤突端に設置した標柱

基点第477号 坂井市三国町宿地先  
三国新防波堤突端に設置した標柱

(ア) 基点第11号から真方位263度300メートルの点

(2) 関係地区

坂井市三国町浜地、梶、崎、安島、米ヶ脇、宿および新保

公示番号 共第5号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第1種 共同漁業	あわび漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	さざえ 〃	〃
〃	とこぶし 〃	〃
〃	かき 〃	〃
〃	あさり 〃	〃
〃	はまぐり 〃	〃
〃	うに 〃	〃
〃	なまこ 〃	〃
〃	わかめ 〃	〃
〃	もずく 〃	〃
〃	ほんだわら 〃	〃
〃	はばのり 〃	〃
〃	いわのり 〃	〃
〃	てんぐさ 〃	〃
〃	つのまた 〃	〃

イ 漁場の位置

福井市西畑町、西ニツ屋町、大窪町、免鳥町、浜住町、和布町、蓑町および松陰町地先

ウ 漁場の区域

次の点(ア)、(イ)、(ウ) および(ア)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第19号 福井市和布町と同市浜住町との境界に設置した標柱

基点第20号 福井市松陰町地先亀島

共同漁業権（素案）

北端に設置した標柱

公示番号 共第6号

基点第476号 福井市西畑町大稲場

(1) 免許の内容たるべき事項

地先に設置した標柱

ア 漁業の種類、名称および時期

- (ア) 基点第476号から真方位30度930メートルの点
- (イ) 基点第19号から真方位322度500メートルの点
- (ウ) 基点第20号から真方位293度300メートルの点

種類	名称	時期
第2種 共同漁業	磯さし網漁業	1月1日から 12月31日まで

イ 漁場の位置

福井市西畑町、西ニツ屋町、大窪町、免鳥町、浜住町、和布町、蓑町および松陰町地先

ウ 漁場の区域

次の点（ア）、（イ）、（ウ）および（ア）の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第19号 福井市和布町と市浜住町との境界に設置した標柱

基点第20号 福井市松陰町地先亀島北端に設置した標柱

基点第476号 福井市西畑町大稲場地先に設置した標柱

- (ア) 基点第476号から真方位30度930メートルの点
- (イ) 基点第19号から真方位322度500メートルの点
- (ウ) 基点第20号から真方位293度300メートルの点

(2) 関係地区

福井市西畑町、西ニツ屋町、大窪町、免鳥町、浜住町、和布町、蓑町、松陰町、糸崎町、長橋町、北菅生町、南菅生町、鮎川町、白浜町、大丹生町および小丹生町

(2) 関係地区

福井市西畑町、西ニツ屋町、大窪町、免鳥町、浜住町、和布町、蓑町、松陰町、糸崎町、長橋町、北菅生町、南菅生町、鮎川町、白浜町、大丹生町および小丹生町、ならびに坂井市三国町陣ヶ岡、米ヶ脇、宿、神明、山王、三国東および新保

共同漁業権（素案）

公示番号 共第7号

ウ 漁場の区域

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第1種 共同漁業	あわび漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	さざえ 〃	〃
〃	とこぶし 〃	〃
〃	ばい貝 〃	〃
〃	かき 〃	〃
〃	あさり 〃	〃
〃	はまぐり 〃	〃
〃	うに 〃	〃
〃	なまこ 〃	〃
〃	たこ 〃	〃
〃	わかめ 〃	〃
〃	もずく 〃	〃
〃	ほんだわら 〃	〃
〃	はばのり 〃	〃
〃	いわのり 〃	〃
〃	てんぐさ 〃	〃
〃	つのまた 〃	〃
第2種 共同漁業	磯さし網 〃	〃

イ 漁場の位置

福井市西畑町、西ニツ屋町、大窪町、免鳥町、浜住町、和布町、蓑町、松陰町、糸崎町、長橋町、北菅生町、南菅生町、鮎川町、白浜町、大丹生町および小丹生町地先

次の基点第476号、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ) および基点第26号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第19号 福井市和布町と同市浜住町との境界に設置した標柱

基点第20号 福井市松陰町地先亀島北端に設置した標柱

基点第24号 福井市鮎川町地先大崎に設置した標柱

基点第26号 福井市小丹生町と同市大味町との境界に設置した標柱

基点第476号 福井市西畑町大稲場地先に設置した標柱

(ア) 基点第476号から真方位30度930メートルの点

(イ) 基点第19号から真方位322度500メートルの点

(ウ) 基点第20号から真方位293度300メートルの点

(エ) 基点第24号から真方位293度500メートルの点

(オ) 基点第26号から真方位286度43分700メートルの点

(2) 関係地区

福井市西畑町、西ニツ屋町、大窪町、免鳥町、浜住町、和布町、蓑町、松陰町、糸崎町、長橋町、北菅生町、南菅生町、鮎川町、白浜町、大丹生町および小丹生町

共同漁業権（素案）

公示番号 共第 8 号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第1種 共同漁業	あわび漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	さざえ 〃	〃
〃	とこぶし 〃	〃
〃	ばい貝 〃	〃
〃	かき 〃	〃
〃	うに 〃	〃
〃	なまこ 〃	〃
〃	たこ 〃	〃
〃	わかめ 〃	〃
〃	もずく 〃	〃
〃	ほんだわら 〃	〃
〃	いわのり 〃	〃
〃	てんぐさ 〃	〃
第2種 共同漁業	磯さし網 〃	〃

イ 漁場の位置

福井市大味町、茱崎町、蒲生町、浜北山町、居倉町、赤坂町、城有町および八ツ俣町地先

ウ 漁場の区域

次の基点第 26 号、(ア)、(イ)、(ウ) および基点第 35 号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第 26 号 福井市小丹生町と同一市大味町との境界に設置した標柱

基点第 33 号 福井市蒲生町と同一市居倉町との境界に設置した標柱

基点第 35 号 福井市城有町地先赤石に設置した標柱

(ア) 基点第 26 号から真方位 286 度 43 分 700 メートルの点

(イ) 基点第 33 号から真方位 303 度 600 メートルの点

(ウ) 基点第 35 号から真方位 319 度 720 メートルの点

(2) 関係地区

福井市大味町、茱崎町、蒲生町、浜北山町、居倉町、赤坂町、城有町および八ツ俣町

共同漁業権（素案）

公示番号 共第10号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第1種 共同漁業	あわび漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	さざえ 〃	〃
〃	とこぶし 〃	〃
〃	かき 〃	〃
〃	うに 〃	〃
〃	なまこ 〃	〃
〃	たこ 〃	〃
〃	わかめ 〃	〃
〃	もずく 〃	〃
〃	いわのり 〃	〃
〃	えごのり 〃	〃
〃	てんぐさ 〃	〃
第2種 共同漁業	雑魚小型定置漁業	〃
〃	磯さし網 〃	〃

イ 漁場の位置

丹生郡越前町地先

ウ 漁場の区域

次の基点第35号、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ)、(キ)、(ク)、(ケ)、(コ)、(サ)、(シ)、(ス)、(セ) および基点第53号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第35号 福井市城有町地先赤石に設置した標柱

基点第36号 丹生郡越前町左右と同

町玉川との境界水尻に設置した標柱

基点第37号 丹生郡越前町玉川地先大長礁に設置した標柱

基点第38号 丹生郡越前町玉川と同町梅浦との境界に設置した標柱

基点第39号 丹生郡越前町梅浦と同町宿との境界に設置した標柱

基点第40号 丹生郡越前町小樟地先赤石に設置した標柱

基点第43号 丹生郡越前町小樟と同町大樟との境界に設置した標柱

基点第44号 丹生郡越前町大樟と同町道口との境界に設置した標柱

基点第45号 丹生郡越前町道口と同町厨との境界に設置した標柱

基点第48号 丹生郡越前町厨と同町茂原との境界に設置した標柱

基点第49号 丹生郡越前町茂原と同町高佐との境界に設置した標柱

基点第50号 丹生郡越前町高佐と同町米ノとの境界に設置した標柱

基点第51号 丹生郡越前町米ノ地先大島に設置した標柱

基点第53号 丹生郡越前町米ノ地先白滝に設置した標柱

(ア) 基点第35号から真方位319度 720メートルの点

(イ) 基点第36号から真方位278度400メートルの点

(ウ) 基点第37号から真方位263

共同漁業権（素案）

度 3 0 0 メートルの点

(エ) 基点第 3 8 号から真方位 2 6 3

度 4 0 0 メートルの点

(オ) 基点第 3 9 号から真方位 2 4 6

度 4 0 0 メートルの点

(カ) 基点第 4 0 号から真方位 2 6 3

度 5 5 0 メートルの点

(キ) 基点第 4 3 号から真方位 2 4 5

度 4 0 0 メートルの点

(ク) 基点第 4 4 号から真方位 2 4 3

度 5 0 0 メートルの点

(ケ) 基点第 4 5 号から真方位 2 4 7

度 3 5 0 メートルの点

(コ) 基点第 4 8 号から真方位 2 6 3

度 4 5 0 メートルの点

(サ) 基点第 4 9 号から真方位 2 6 3

度 3 5 0 メートルの点

(シ) 基点第 5 0 号から真方位 2 6 3

度 4 0 0 メートルの点

(ス) 基点第 5 1 号から真方位 2 2 3

度 3 0 0 メートルの点

(セ) 基点第 5 3 号から真方位 2 3 3

度 4 0 0 メートルの点

(2) 関係地区

丹生郡越前町左右、玉川、梅浦、宿、  
新保、小樟、大樟、道口、厨、茂原、高  
佐および米ノ

共同漁業権（素案）

公示番号 共第11号

度400メートルの点

(1) 免許の内容たるべき事項

(イ) 基点第55号から真方位237

ア 漁業の種類、名称および時期

度300メートルの点

種類	名称	時期
第1種 共同漁業	あわび漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	さざえ〃	〃
〃	とこぶし〃	〃
〃	かき〃	〃
〃	うに〃	〃
〃	なまこ〃	〃
〃	たこ〃	〃
〃	わかめ〃	〃
〃	もずく〃	〃
〃	いわのり〃	〃
〃	えごのり〃	〃
〃	てんぐさ〃	〃
第2種 共同漁業	雑魚小型定置漁業	〃
〃	磯さし網〃	〃

(2) 関係地区

南条郡南越前町糠

イ 漁場の位置

南条郡南越前町糠地先

ウ 漁場の区域

次の基点第53号、(ア)、(イ) およ  
び基点第55号の各点を順次に結んだ線  
と最大高潮時海岸線とによって囲まれた  
区域

基点第53号 丹生郡越前町米ノ地先  
白滝に設置した標柱

基点第55号 南条郡南越前町糠と同  
町甲楽城との境界に設置  
した標柱

(ア) 基点第53号から真方位233

共同漁業権（素案）

公示番号 共第12号

度300メートルの点

(1) 免許の内容たるべき事項

(イ) 基点第57号から真方位233

ア 漁業の種類、名称および時期

度400メートルの点

種類	名称	時期
第1種 共同漁業	あわび漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	さざえ〃	〃
〃	とこぶし〃	〃
〃	かき〃	〃
〃	うに〃	〃
〃	なまこ〃	〃
〃	たこ〃	〃
〃	わかめ〃	〃
〃	もずく〃	〃
〃	いわのり〃	〃
〃	えごのり〃	〃
〃	てんぐさ〃	〃
第2種 共同漁業	雑魚小型定置漁業	〃
〃	磯さし網〃	〃

(2) 関係地区

南条郡南越前町甲楽城

イ 漁場の位置

南条郡南越前町甲楽城地先

ウ 漁場の区域

次の基点第55号、(ア)、(イ) および基点第57号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第55号 南条郡南越前町糠と同町甲楽城との境界に設置した標柱

基点第57号 南条郡南越前町甲楽城と同町今泉との境界に設置した標柱

(ア) 基点第55号から真方位237

共同漁業権（素案）

公示番号 共第13号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第1種 共同漁業	あわび漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	さざえ 〃	〃
〃	とこぶし 〃	〃
〃	かき 〃	〃
〃	うに 〃	〃
〃	なまこ 〃	〃
〃	たこ 〃	〃
〃	わかめ 〃	〃
〃	もずく 〃	〃
〃	いわのり 〃	〃
〃	えごのり 〃	〃
〃	てんぐさ 〃	〃
第2種 共同漁業	雑魚小型定置漁業	〃
〃	磯さし網 〃	〃

イ 漁場の位置

南条郡南越前町今泉、河野、大良および大谷地先

ウ 漁場の区域

次の基点第57号、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ) および基点第63号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、点(オ)、(カ)を順次に結んだ線から陸岸側の区域を除く。

基点第57号 南条郡南越前町甲楽城  
と同町今泉との境界に設置した標柱

基点第61号 南条郡南越前町河野地

先御前岩に設置した標柱  
基点第62号 南条郡南越前町大谷地  
先川口岩に設置した標柱  
基点第63号 南条郡南越前町と敦賀  
市との境界に設置した標柱

(ア) 基点第57号から真方位233度400メートルの点

(イ) 基点第61号から真方位243度300メートルの点

(ウ) 基点第62号から真方位293度400メートルの点

(エ) 基点第63号から真方位268度500メートルの点

(オ) 北緯35度49分17.939秒、東経136度4分18.633秒

(カ) 点(カ)から真方位130度の線と最大高潮時海岸線との交点

(2) 関係地区

南条郡南越前町今泉、河野、大良および大谷

共同漁業権（素案）

公示番号 共第15号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第1種 共同漁業	あわび漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	さざえ 〃	〃
〃	とこぶし 〃	〃
〃	ばい貝 〃	〃
〃	かき 〃	〃
〃	はまぐり 〃	〃
〃	にしがい 〃	〃
〃	がんがら 〃	〃
〃	くぼがい 〃	〃
〃	うに 〃	〃
〃	なまこ 〃	〃
〃	たこ 〃	〃
〃	わかめ 〃	〃
〃	もずく 〃	〃
〃	いわのり 〃	〃
〃	えごのり 〃	〃
〃	てんぐさ 〃	〃
〃	うみぞうめん 〃	〃
第2種 共同漁業	雑魚小型定置漁業	〃
〃	磯さし網 〃	〃

イ 漁場の位置

敦賀市地先

ウ 漁場の区域

次の基点第63号と（ア）とを結ぶ線、  
基点第541号、（イ）および（ウ）の

各点を順次に結んだ線ならびに両線間の  
距岸500メートルの線と最大高潮時海  
岸線とによって囲まれた区域、基点第5  
41号、（イ）、（ウ）、（エ）、（オ）およ  
び基点第78号の各点を順次に結んだ線  
と最大高潮時海岸線とによって囲まれた  
区域、基点第78号と（オ）とを結ぶ線、  
基点第564号と（カ）とを結ぶ線およ  
び両線間の距岸300メートルの線と最  
大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
ならびに基点第564号、（カ）、（キ）、  
（ク）、（ケ）および基点第94号の各点  
を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線と  
によって囲まれた区域。

ただし、基点第541号、（イ）、（ウ）、  
（コ）、（サ）、（シ）、（ス）、（セ）、（ソ）  
および基点第542号の各点を順次に結  
んだ線と最大高潮時海岸線とによって  
囲まれた区域、基点第313号、（タ）、  
（チ）および基点第314号の各点を順  
次に結んだ線と最大高潮時海岸線とに  
よって囲まれた区域、基点第301号と基  
点第304号とを結ぶ線と最大高潮時海  
岸線とによって囲まれた区域、基点第5  
08号、（ツ）、（テ）および基点第50  
9号の各点を順次に結んだ線と最大高潮  
時海岸線とによって囲まれた区域、基点  
第1012号、（ト）、（ナ）および基点  
第1013号の各点を順次に結んだ線と  
最大高潮時海岸線とによって囲まれた区  
域ならびに基点第511号、（ニ）、  
（ヌ）および基点第512号の各点を順  
次に結んだ線と最大高潮時海岸線とに  
よって囲まれた区域を除く。

基点第63号 南条郡南越前町と敦賀  
市との境界に設置した標  
柱

基点第78号 敦賀市常宮と同市沓と  
の境界に設置した標柱

共同漁業権（素案）

基点第 88 号 敦賀市浦底と市立石との境界に設置した標柱	890メートルの点に設置した標柱
基点第 90 号 敦賀市立石地先出古島に設置した標柱	基点第 1013 号 基点第 508 号から真方位 228 度 10 分 20 秒 1997.669メートルの点に設置した標柱
基点第 94 号 敦賀市と三方郡美浜町との境界に設置した標柱	
基点第 301 号 敦賀市浦底地先口ケ花に設置した標柱	(ア) 基点第 63 号から真方位 268 度 500メートルの点
基点第 304 号 敦賀市浦底地先下礁に設置した標柱	(イ) 基点第 541 号から真方位 0 度 50メートルの点
基点第 313 号 敦賀市櫛川井の口川河口左岸防砂堤先端中心部に設置した標柱	(ウ) (イ) から真方位 270 度 500メートルの点
基点第 314 号 基点第 313 号から真方位 307 度 156メートルの点に設置した標柱	(エ) 基点第 542 号と敦賀港防波堤突端を結ぶ線の延長上基点第 542 号から 1, 200メートルの点
基点第 508 号 敦賀市立石地先三ツ礁に設置した標柱	(オ) 基点第 78 号から真方位 138 度 300メートルの点
基点第 509 号 敦賀市明神町地先ビシャゴ岩に設置した標柱	(カ) 基点第 564 号から真方位 83 度 300メートルの点
基点第 511 号 敦賀市白木地先に設置した標柱	(キ) 基点第 88 号から真方位 83 度 300メートルの点
基点第 512 号 敦賀市白木地先に設置した標柱	(ク) 基点第 90 号から真方位 353 度 600メートルの点
基点第 541 号 敦賀市鞠山鞠山防波堤基部に設置した標柱	(ケ) 基点第 94 号から真方位 315 度 600メートルの点
基点第 542 号 敦賀市松島笹の川左岸防潮堤に設置した標柱	(コ) (ウ) と (エ) を結ぶ線上 330メートルの点
基点第 564 号 敦賀市色浜地先中島に設置した標柱	(サ) (コ) から真方位 90 度 525メートルの点
基点第 1008 号 敦賀市泉敦賀港敦賀セメント・北陸電力共同岸壁（-10m）に設置した標柱	(シ) (サ) と (ネ) を結ぶ線と基点第 1008 号と (ス) を結んだ線との交点
基点第 1012 号 基点第 508 号から真方位 221 度 39 分 13 秒 976.	(ス) 基点第 542 号から真方位 351 度 0 分 32 秒 1, 285.507メートルの点
	(セ) 基点第 542 号から真方位 351 度 29 分 47 秒 883.448メートルの点
	(ソ) 基点第 542 号から真方位 35

共同漁業権（素案）

4度44分17秒519.320

メートルの点

(タ) 基点第313号から真方位12

3度8メートルの点

(チ) 基点第313号から真方位43

度32メートルの点

(ツ) 基点第508号から真方位31

6度19分10秒290.5メ  
ートルの点

(テ) 基点第509号から真方位31

6度19分10秒386メ  
ートルの点

(ト) 基点第508号から真方位24

3度26分28秒971.804  
メートルの点

(ナ) 基点第508号から真方位23

8度13分41秒1996.90  
8メートルの点

(ニ) 基点第511号から真方位31

1度28分30秒175メ  
ートルの点

(ヌ) 基点第512号から真方位31

1度51分40秒535メ  
ートルの点

(ネ) (サ) から真方位180度1,

045メートルの点

(2) 関係地区

敦賀市

(3) 条件

基点第541号、(イ) および (ウ)  
の各点を順次に結んだ線ならびに基点第  
1008号、(シ) および (ス) とを結  
ぶ線との両線間における海域においては、  
第1種共同漁業を除く。

共同漁業権（素案）

公示番号 共第16号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第1種 共同漁業	あわび漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	さざえ〃	〃
〃	とこぶし〃	〃
〃	ばい貝〃	〃
〃	かき〃	〃
〃	うに〃	〃
〃	なまこ〃	〃
〃	たこ〃	〃
〃	わかめ〃	〃
〃	もずく〃	〃
〃	いわのり〃	〃
〃	えごのり〃	〃
〃	てんぐさ〃	〃
〃	うみぞうめん〃	〃
第2種 共同漁業	雑魚小型定置漁業	〃
〃	磯さし網〃	〃

イ 漁場の位置

三方郡美浜町丹生竹波地先

ウ 漁場の区域

次の基点第94号、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ) および基点第110号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

ただし、基点第317号、(キ)、(ク)、(ケ) および基点第320号の各点を順次に結んだ線、基点第321号と基点第322号とを結ぶ線と最大高潮時海岸線

とによって囲まれた区域ならびに基点第102号と基点第104号とを結ぶ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第94号 敦賀市と三方郡美浜町との境界に設置した標柱

基点第95号 三方郡美浜町丹生地先明神鼻に設置した標柱

基点第96号 三方郡美浜町丹生地先特牛鼻に設置した標柱

基点第98号 三方郡美浜町丹生地先新エビス岩に設置した標柱

基点第99号 三方郡美浜町丹生地先おりずめに設置した標柱

基点第102号 三方郡美浜町丹生地先万灯場1号に設置した標柱

基点第104号 三方郡美浜町丹生地先志比尻南端に設置した標柱

基点第110号 三方郡美浜町竹波と同町菅浜との境界二ツ礁に設置した標柱

基点第317号 三方郡美浜町丹生地先弁天崎南寄に設置した標柱

基点第318号 三方郡美浜町丹生地先恵比須浜南寄に設置した標柱

基点第319号 三方郡美浜町丹生地先恵比須浜北端に設置した標柱

基点第320号 三方郡美浜町丹生地先おりずめ西寄に設置した標柱

基点第321号 三方郡美浜町丹生地先弁天崎北寄に設置した標柱

基点第322号 三方郡美浜町丹生地

共同漁業権（素案）

先恵比須浜北寄に設置

した標柱

- (ア) 基点第 9 4 号から真方位 3 1 5  
度 8 0 0 メートルの点
- (イ) 基点第 9 5 号から真方位 3 0 8  
度 8 0 0 メートルの点
- (ウ) 基点第 9 6 号から真方位 2 7 3  
度 8 0 0 メートルの点
- (エ) 基点第 9 8 号から真方位 2 2 8  
度 8 0 0 メートルの点
- (オ) 基点第 9 9 号から真方位 1 3 3  
度 6 0 0 メートルの点
- (カ) 基点第 1 1 0 号から真方位 2 6  
3 度 6 0 0 メートルの点
- (キ) 基点第 3 1 8 号から基点第 3 1  
7 号を見通す線上 1 5 0 メートル  
の点
- (ク) 基点第 3 1 9 号から真方位 1 4  
3 度 5 8 0 メートルの点
- (ケ) 基点第 3 2 0 号から真方位 1 4  
3 度 3 6 0 メートルの点

(2) 関係地区

三方郡美浜町丹生

共同漁業権（素案）

公示番号 共第17号

先沖の礁に設置した標柱

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

基点第113号 三方郡美浜町菅浜地  
先城ヶ崎鼻に設置した標柱

種類	名称	時期
第1種 共同漁業	あわび漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	さざえ〃	〃
〃	とこぶし〃	〃
〃	ばい貝〃	〃
〃	かき〃	〃
〃	うに〃	〃
〃	なまこ〃	〃
〃	たこ〃	〃
〃	わかめ〃	〃
〃	もずく〃	〃
〃	いわのり〃	〃
〃	えごのり〃	〃
〃	てんぐさ〃	〃
〃	うみぞうめん〃	〃
第2種 共同漁業	雑魚小型定置漁業	〃
〃	磯さし網〃	〃

基点第115号 三方郡美浜町菅浜と  
同町北田との境界小谷  
見川尻に設置した標柱

(ア) 基点第110号から真方位26  
3度600メートルの点

(イ) 基点第112号から真方位29  
0度1, 200メートルの点

(ウ) 基点第113号から真方位26  
8度1, 800メートルの点

(エ) 基点第115号から真方位27  
3度700メートルの点

(2) 関係地区

三方郡美浜町菅浜

イ 漁場の位置

三方郡美浜町菅浜地先

ウ 漁場の区域

次の基点第110号、(ア)、(イ)、  
(ウ)、(エ) および基点第115号の  
各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸  
線とによって囲まれた区域

基点第110号 三方郡美浜町竹波と  
同町菅浜との境界二ツ  
礁に設置した標柱

基点第112号 三方郡美浜町菅浜地

共同漁業権（素案）

公示番号 共第18号

基点第118号 三方郡美浜町坂尻地  
先黒崎鼻に設置した標  
柱

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第1種 共同漁業	あわび漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	さざえ〃	〃
〃	とこぶし〃	〃
〃	ばい貝〃	〃
〃	かき〃	〃
〃	うに〃	〃
〃	なまこ〃	〃
〃	たこ〃	〃
〃	もずく〃	〃
〃	いわのり〃	〃
〃	えごのり〃	〃
〃	てんぐさ〃	〃
〃	うみぞうめん〃	〃
第2種 共同漁業	磯さし網漁業	1月1日から 12月31日まで

(ア) 基点第115号から真方位27  
3度700メートルの点

(イ) 基点第116号から(ウ)を見  
通す線上700メートルの点

(ウ) 基点第118号から真方位35  
1度1,650メートルの点

(2) 関係地区

三方郡美浜町菅浜および坂尻

イ 漁場の位置

三方郡美浜町北田、佐田および山上地  
先

ウ 漁場の区域

次の基点第115号、(ア)、(イ)お  
よび基点第116号の各点を順次に結ん  
だ線と最大高潮時海岸線とによって囲ま  
れた区域

基点第115号 三方郡美浜町菅浜と  
同町北田との境界小谷  
見川尻に設置した標柱

基点第116号 三方郡美浜町山上と  
同町坂尻との境界ざる  
かけに設置した標柱

共同漁業権（素案）

公示番号 共第20号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第1種 共同漁業	あわび漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	さざえ 〃	〃
〃	とこぶし 〃	〃
〃	ばい貝 〃	〃
〃	かき 〃	〃
〃	うに 〃	〃
〃	なまこ 〃	〃
〃	たこ 〃	〃
〃	わかめ 〃	〃
〃	もずく 〃	〃
〃	いわのり 〃	〃
〃	えごのり 〃	〃
〃	てんぐさ 〃	〃
〃	うみぞうめん 〃	〃
第2種 共同漁業	雑魚小型定置漁業	〃
〃	磯さし網 〃	〃

基点第118号 三方郡美浜町坂尻地  
先黒崎鼻に設置した標柱

基点第121号 三方郡美浜町和田と  
同町松原との境界に設  
置した標柱

基点第128号 三方郡美浜町早瀬地  
先わかめ礁に設置した  
標柱

基点第130号 三方郡美浜町日向と  
同町早瀬との境界飯盛  
山鼻えぼし岩に設置し  
た標柱

(ア) 基点第118号から真方位35  
1度1, 650メートルの点

(イ) 基点第118号から真方位32  
3度1, 950メートルの点

(ウ) 基点第121号から真方位31  
8度1, 100メートルの点

(エ) 基点第128号から真方位43  
度1, 000メートルの点

(オ) 基点第130号から真方位33  
8度1, 200メートルの点

(2) 関係地区

三方郡美浜町坂尻、和田、松原、久々  
子および早瀬

イ 漁場の位置

三方郡美浜町坂尻、和田、松原、久々  
子および早瀬地先

ウ 漁場の区域

次の基点第 116号、(ア)、(イ)、  
(ウ)、(エ)、(オ) および基点第130  
号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時  
海岸線とによって囲まれた区域

基点第116号 三方郡美浜町山上と  
同町坂尻との境界に設  
置した標柱

共同漁業権（素案）

公示番号 共第21号

山鼻えぼし岩に設置した標柱

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第1種 共同漁業	あわび漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	さざえ〃	〃
〃	とこぶし〃	〃
〃	ばい貝〃	〃
〃	かき〃	〃
〃	うに〃	〃
〃	なまこ〃	〃
〃	たこ〃	〃
〃	わかめ〃	〃
〃	もずく〃	〃
〃	いわのり〃	〃
〃	えごのり〃	〃
〃	てんぐさ〃	〃
〃	うみぞうめん〃	〃
第2種 共同漁業	雑魚小型定置漁業	〃
〃	磯さし網〃	〃

基点第133号 三方郡美浜町日向地  
先亀ヶ崎鼻に設置した  
標柱

基点第135号 三方郡美浜町日向地  
先長礁に設置した標柱

基点第137号 三方郡美浜町日向地  
先赤石に設置した標柱

基点第138号 三方郡美浜町日向と  
三方上中郡若狭町常神  
の境界日常礁に設置し  
た標柱

(ア) 基点第130号から真方位33  
8度1, 200メートルの点

(イ) 基点第133号から真方位38  
度900メートルの点

(ウ) 基点第135号から真方位63  
度800メートルの点

(エ) 基点第137号から真方位33  
8度500メートルの点

(オ) 基点第138号から真方位29  
3度550メートルの点

(2) 関係地区

三方郡美浜町日向

イ 漁場の位置

三方郡美浜町日向地先

ウ 漁場の区域

次の基点第130号、(ア)、(イ)、  
(ウ)、(エ)、(オ) および基点第13  
8号の各点を順次に結んだ線、三方郡美  
浜町と同郡三方町との境界嵯峨水道日向  
湖側入口と最大高潮時海岸線とによって  
囲まれた区域

基点第130号 三方郡美浜町日向と  
同町早瀬との境界飯盛

共同漁業権（素案）

公示番号 共第22号

た標柱

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第1種 共同漁業	あわび漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	さざえ〃	〃
〃	とこぶし〃	〃
〃	かき〃	〃
〃	い貝〃	〃
〃	うに〃	〃
〃	なまこ〃	〃
〃	たこ〃	〃
〃	わかめ〃	〃
〃	もずく〃	〃
〃	いわのり〃	〃
〃	えごのり〃	〃
〃	てんぐさ〃	〃
〃	うみぞうめん〃	〃
第2種 共同漁業	雑魚小型定置漁業	〃
〃	磯さし網〃	〃

基点第139号 三方上中郡若狭町常  
神地先御神島とど礁に  
設置した標柱

基点第140号 三方上中郡若狭町常  
神地先御神島須崎礁に  
設置した標柱

基点第151号 三方上中郡若狭町神  
子地先大的鼻さざえ礁  
に設置した標柱

基点第156号 三方上中郡若狭町神  
子と同町小川との境界  
に設置した標柱

基点第158号 三方上中郡若狭町小  
川地先大戸岩横礁に設  
置した標柱

基点第163号 三方上中郡若狭町小  
川と同町遊子との境界  
小遊礁に設置した標柱

基点第167号 三方上中郡若狭町塩  
坂越地先イバラ礁に設  
置した標柱

基点第171号 三方上中郡若狭町世  
久見地先黒壁に設置し  
た標柱

基点第172号 三方上中郡若狭町世  
久見地先グンダ礁に設  
置した標柱

(ア) 基点第138号から真方位29  
3度550メートルの点

(イ) 基点第139号から真方位30  
8度500メートルの点

(ウ) 基点第140号から真方位22  
8度600メートルの点

(エ) 基点第151号から真方位25  
9度400メートルの点

(オ) 基点第156号から真方位28  
6度300メートルの点

(カ) 基点第158号から真方位20  
3度400メートルの点

イ 漁場の位置

三方上中郡若狭町地先

ウ 漁場の区域

次の基点第 138号、(ア)、(イ)、  
(ウ)、(エ)、(オ)、(カ)、(キ)、(ク)、  
(ケ)、基点第172号および基点第1  
71号の各点を順次に結んだ線と最大高  
潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第138号 三方郡美浜町日向と  
三方上中郡若狭町常神  
の境界日常礁に設置し

共同漁業権（素案）

- (キ) 基点第163号から真方位18度500メートルの点
- (ク) 基点第167号から真方位29度400メートルの点
- (ケ) 基点第172号から千島を見通す線上1,000メートルの点

公示番号 共第23号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第1種 共同漁業	あわび漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	さざえ 〃	〃
〃	とこぶし 〃	〃
〃	かき 〃	〃
〃	い貝 〃	〃
〃	うに 〃	〃
〃	たこ 〃	〃
〃	わかめ 〃	〃
〃	もずく 〃	〃
〃	いわのり 〃	〃
〃	てんぐさ 〃	〃
〃	うみぞうめん 〃	〃
第2種 共同漁業	磯さし網漁業	〃

(2) 関係地区

三方上中郡若狭町常神、神子、小川、遊子、塩坂越および世久見

イ 漁場の位置

世久見湾千島地先

ウ 漁場の区域

次の基点第431号から半径300メートルの弧、基点第432号から半径300メートルの弧と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第431号 世久見湾千島窓礁に設置した標柱

基点第432号 世久見湾千島主礁に設置した標柱

(2) 関係地区

三方上中郡若狭町常神、神子、小川、遊子、塩坂越および世久見、ならびに小浜市田島、矢代、志積、阿納、犬熊、西

共同漁業権（素案）

小川、加尾および宇久

共同漁業権（素案）

公示番号 共第25号

（1）免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第1種 共同漁業	あわび漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	さざえ〃	〃
〃	とこぶし〃	〃
〃	かき〃	〃
〃	い貝〃	〃
〃	うに〃	〃
〃	たこ〃	〃
〃	わかめ〃	〃
〃	もずく〃	〃
〃	いわのり〃	〃
〃	てんぐさ〃	〃
〃	うみぞうめん〃	〃
第2種 共同漁業	磯さし網漁業	〃

イ 漁場の位置

矢代湾沖の石地先

ウ 漁場の区域

次の基点第600号から半径300メートルの弧最大高潮時海岸線とによって  
囲まれた区域

基点第600号 矢代湾沖の石に設置  
した標柱

（2）関係地区

小浜市田鳥、矢代、志積、阿納、犬熊、  
西小川、加尾および宇久ならびに三方上  
中郡若狭町常神、神子、小川、遊子、塩  
坂越および世久見

共同漁業権（素案）

公示番号 共第26号

ウ 漁場の区域

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第1種 共同漁業	あわび漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	さざえ〃	〃
〃	とこぶし〃	〃
〃	ばい貝〃	〃
〃	かき〃	〃
〃	あさり〃	〃
〃	はまぐり〃	〃
〃	い貝〃	〃
〃	あか貝〃	〃
〃	うに〃	〃
〃	なまこ〃	〃
〃	たこ〃	〃
〃	わかめ〃	〃
〃	もずく〃	〃
〃	ほんだわら〃	〃
〃	いわのり〃	〃
〃	えごのり〃	〃
〃	てんぐさ〃	〃
〃	うみぞうめん〃	〃
〃	えむし〃	〃
第2種 共同漁業	雑魚小型定置漁業	〃
〃	磯さし網〃	〃

次の基点第171号、基点第172号、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ)、(キ)、(ク)、(ケ)、(コ)、(サ)、(シ)、(ス)、(セ) および基点第206号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

ただし、小浜港突堤先端、(ソ)、(タ)、(チ)、(ツ) および基点第504号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第171号 三方上中郡若狭町世久見地先黒壁に設置した標柱

基点第172号 三方上中郡若狭町世久見地先グンダ礁に設置した標柱

基点第174号 小浜市田鳥地先黒崎鼻に設置した標柱

基点第175号 小浜市田鳥と同市矢代との境界名湖崎茨礁に設置した標柱

基点第177号 小浜市宇久地先七蛇の鼻に設置した標柱

基点第178号 小浜市宇久と同市泊との境界白黒に設置した標柱

基点第179号 小浜市泊地先獅子崎に設置した標柱

基点第180号 小浜市泊地先あご越に設置した標柱

基点第183号 小浜市泊地先二つ礁に設置した標柱

基点第184号 小浜市泊地先三つ礁に設置した標柱

基点第188号 小浜市泊と同市堅海との境界たんたん大岩跡に設置した標柱

基点第190号 小浜市仏谷地先双児島西端に設置した標柱

イ 漁場の位置  
小浜市地先

共同漁業権（素案）

- 基点第193号 小浜市仏谷地先児島  
東端に設置した標柱
- 基点第204号 小浜市城内先端南川  
右岸防波堤突端に設置  
した標柱
- 基点第206号 小浜市青井と同市東  
勢との境界に設置した  
標柱
- 基点第504号 小浜市玉前91番地  
に設置した標柱
- (ア) 基点第172号から千島を見通  
す線上1,000メートルの点
- (イ) 基点第174号から真方位29  
3度800メートルの点
- (ウ) 基点第175号から真方位31  
7度730メートルの点
- (エ) 基点第177号から真方位23  
度500メートルの点
- (オ) 基点第178号から真方位35  
3度500メートルの点
- (カ) 基点第179号から真方位35  
6度500メートルの点
- (キ) 基点第180号から真方位33  
3度500メートルの点
- (ク) 基点第183号から真方位27  
8度500メートルの点
- (ケ) 基点第184号から真方位21  
8度500メートルの点
- (コ) 基点第188号から真方位21  
5度500メートルの点
- (サ) 基点第190号から真方位22  
3度600メートルの点
- (シ) 基点第190号から真方位17  
3度600メートルの点
- (ス) 基点第193号から真方位14  
3度200メートルの点
- (セ) 基点第206号から真方位32  
7度500メートルの点
- (ソ) 小浜港突堤先端と基点第204  
号とを結ぶ線と小浜市南川左岸導
- 流堤との交点  
(タ) (ソ) から小浜市南川左岸導流  
堤北へ110メートルの点  
(チ) (タ) から小浜市南川左岸導流  
堤突端を見通す線上455メート  
ルの点  
(ツ) 基点第504号から真方位29  
7度845メートルの点
- (2) 関係地区  
小浜市田鳥、矢代、志積、阿納、犬熊、  
西小川、加尾、宇久、泊、仏谷、堅海、  
若狭、甲ヶ崎、小松原、下竹原、新小松  
原、福谷、北塩屋、山王前、松ヶ崎、湊、  
堀屋敷、羽賀、水取および一番町

共同漁業権（素案）

公示番号 共第27号

標柱

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第1種 共同漁業	あわび漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	さざえ〃	〃
〃	とこぶし〃	〃
〃	ばい貝〃	〃
〃	かき〃	〃
〃	あさり〃	〃
〃	い貝〃	〃
〃	うに〃	〃
〃	なまこ〃	〃
〃	たこ〃	〃
〃	わかめ〃	〃
〃	もずく〃	〃
〃	ほんだわら〃	〃
〃	えごのり〃	〃
〃	てんぐさ〃	〃
〃	うみぞうめん〃	〃
〃	えむし〃	〃

基点第207号 小浜市下加斗地先蒼島北端に設置した標柱

基点第209号 小浜市岡津地先津崎に設置した標柱

基点第213号 大飯郡おおい町長井と同町尾内との境界鉢ヶ崎に設置した標柱

(ア) 基点第206号から真方位327度500メートルの点

(イ) 基点第207号から真方位343度200メートルの点

(ウ) 基点第209号から真方位353度500メートルの点

(エ) 基点第213号から真方位353度500メートルの点

(2) 関係地区

小浜市東勢、西勢、飯盛、加斗、岡津、鯉川および大飯郡おおい町大島

イ 漁場の位置

小浜市東勢、西勢、飯盛、加斗、岡津および鯉川地先

ウ 漁場の区域

次の基点第206号、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および基点第213号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第206号 小浜市青井と同市東勢との境界に設置した

共同漁業権（素案）

公示番号 共第28号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第2種 共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	磯さし網 〃	〃

イ 漁場の位置

小浜市東勢、西勢、飯盛、加斗、岡津  
および鯉川地先

ウ 漁場の区域

次の基点第 206号、(ア)、(イ)、  
(ウ)、(エ) および基点第 213号の  
各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸  
線とによって囲まれた区域

基点第206号 小浜市青井と同市東  
勢との境界に設置した  
標柱

基点第207号 小浜市下加斗地先蒼  
島北端に設置した標柱

基点第209号 小浜市岡津地先津崎  
に設置した標柱

基点第213号 大飯郡おおい町長井  
と同町尾内との境界鉢  
ヶ崎に設置した標柱

(ア) 基点第206号から真方位32  
7度500メートルの点

(イ) 基点第207号から真方位34  
3度200メートルの点

(ウ) 基点第209号から真方位35  
3度500メートルの点

(エ) 基点第213号から真方位35  
3度500メートルの点

(2) 関係地区

小浜市東勢、西勢、飯盛、加斗、岡津  
および鯉川

公示番号 共第30号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第1種 共同漁業	あわび漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	さざえ 〃	〃
〃	とこぶし 〃	〃
〃	ばい貝 〃	〃
〃	かき 〃	〃
〃	あさり 〃	〃
〃	い貝 〃	〃
〃	あか貝 〃	〃
〃	とり貝 〃	〃
〃	うに 〃	〃
〃	なまこ 〃	〃
〃	たこ 〃	〃
〃	わかめ 〃	〃
〃	もずく 〃	〃
〃	ほんだわら 〃	〃
〃	いわのり 〃	〃
〃	えごのり 〃	〃
〃	おごのり 〃	〃
〃	てんぐさ 〃	〃
〃	うみぞうめん 〃	〃
第2種 共同漁業	磯さし網 〃	〃

イ 漁場の位置

共同漁業権（素案）

大飯郡おおい町大島地先  
ウ 漁場の区域

次の基点第213号、(ア)、(イ)、  
(ウ)、(エ)、(オ)、(カ)、(キ) および  
基点第244号の各点を順次に結んだ線、  
基点第215号と基点第222号とを結  
んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲  
まれた区域。

ただし、基点第404号と基点第40  
7号とを結んだ線、基点第405号と基  
点第406号とを結んだ線と最大高潮時  
海岸線とによって囲まれた区域、基点第  
408号、(ク)、(ケ)、(コ) および基  
点第545号の各点を順次に結んだ線と  
最大高潮時海岸線とによって囲まれた区  
域ならびに基点第410号、(サ)、  
(シ) および基点第411号の各点を順  
次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによ  
って囲まれた区域を除く。

基点第213号 大飯郡おおい町長井  
と同町尾内との境界鉢  
ヶ崎に設置した標柱

基点第215号 大飯郡おおい町と同  
郡高浜町との境界小堀  
に設置した標柱

基点第222号 大飯郡高浜町と同郡  
おおい町との境界赤崎  
に設置した標柱

基点第228号 大飯郡おおい町犬見  
と同町大島との境界に  
設置した標柱

基点第231号 大飯郡おおい町大島  
地先冠者島に設置した  
標柱

基点第238号 大飯郡おおい町大島  
地先赤礁南端に設置し  
た標柱

基点第239号 大飯郡おおい町大島  
地先鋸崎突端に設置し  
た標柱

基点第240号 大飯郡おおい町大島  
地先もとどり島に設置  
した標柱

基点第244号 大飯郡おおい町と同  
郡高浜町との境界二マ  
ゼ西の鼻に設置した標  
柱

基点第404号 大飯郡おおい町本郷  
地先白浜に設置した標  
柱

基点第405号 大飯郡おおい町本郷  
地先白浜から西へ10  
メートルの点に設置し  
た標柱

基点第406号 大飯郡おおい町犬見  
地先白岩に設置した標  
柱

基点第407号 大飯郡おおい町犬見  
地先犬見崎西に設置し  
た標柱

基点第408号 大飯郡おおい町大島  
地先袖ヶ浜黒岩に設置  
した標柱

基点第410号 大飯郡おおい町大島  
地先東浦1番に設置し  
た標柱

基点第411号 大飯郡おおい町大島  
地先東浦高礁に設置し  
た標柱

基点第545号 大飯発電所取水口防  
波堤基部に設けた基点  
から真方位44度9分  
41秒29.18メー  
トルに設置した標柱

(ア) 基点第213号から真方位35  
3度500メートルの点

(イ) 基点第228号から真方位12  
6度800メートルの点

(ウ) 基点第231号から真方位12  
3度600メートルの点

共同漁業権（素案）

- (エ) 基点第238号から真方位113度800メートルの点
- (オ) 基点第239号から真方位43度800メートルの点
- (カ) 基点第240号から真方位313度600メートルの点
- (キ) 基点第244号から真方位353度950メートルの点
- (ク) 基点第408号から真方位90度350メートルの点
- (ケ) 基点第408号から真方位73度800メートルの点
- (コ) 基点第545号から真方位109度500メートルの点
- (サ) 基点第410号から真方位330度630メートルの点
- (シ) 基点第411号から真方位330度930メートルの点

公示番号 共第31号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第1種 共同漁業	ばい貝漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	かき〃	〃
〃	あさり	〃
〃	あか貝〃	〃
〃	とり貝〃	〃
〃	なまこ〃	〃
〃	たこ〃	〃
〃	てんぐさ〃	〃
第2種 共同漁業	磯さし網〃	〃

(2) 関係地区

大飯郡おおい町大島

イ 漁場の位置

大飯郡高浜町和田車持および馬居寺地先

ウ 漁場の区域

次の基点第215号と基点第222号とを結ぶ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第215号 大飯郡おおい町と同郡高浜町との境界小堀に設置した標柱

基点第222号 大飯郡高浜町と同郡おおい町との境界赤崎に設置した標柱

(2) 関係地区

大飯郡高浜町和田

共同漁業権（素案）

公示番号 共第32号

って囲まれた区域

(1) 免許の内容たるべき事項

基点第244号 大飯郡おおい町と同郡高浜町との境界二マゼ西の鼻に設置した標柱

ア 漁業の種類、名称および時期

基点第249号 大飯郡高浜町和田と同町岩神との境界に設置した標柱

種類	名称	時期
第1種 共同漁業	あわび漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	さざえ 〃	〃
〃	とこぶし 〃	〃
〃	ばい貝 〃	〃
〃	かき 〃	〃
〃	はまぐり 〃	〃
〃	い貝 〃	〃
〃	うに 〃	〃
〃	なまこ 〃	〃
〃	たこ 〃	〃
〃	わかめ 〃	〃
〃	もずく 〃	〃
〃	いわのり 〃	〃
〃	てんぐさ 〃	〃
〃	いぎす 〃	〃
〃	うみぞうめん 〃	〃
〃	えむし 〃	〃
第2種 共同漁業	雑魚小型定置漁業	〃
〃	磯さし網 〃	〃

(ア) 基点第244号から真方位353度950メートルの点

(イ) (ウ) から真方位353度1,650メートルの点

(ウ) はせぎ島と中礁とを結ぶ線の中央点

(2) 関係地区

大飯郡高浜町和田

イ 漁場の位置

大飯郡高浜町和田地先

ウ 漁場の区域

次の基点第244号、(ア)、(イ)、(ウ) および基点第249号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによ

共同漁業権（素案）

公示番号 共第33号

ウ 漁場の区域

(1) 免許の内容たるべき事項

次の基点第249号、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ) および基点第251号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第1種 共同漁業	あわび漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	さざえ〃	〃
〃	とこぶし〃	〃
〃	ばい貝〃	〃
〃	かき〃	〃
〃	あさり〃	〃
〃	はまぐり〃	〃
〃	い貝〃	〃
〃	うに〃	〃
〃	なまこ〃	〃
〃	たこ〃	〃
〃	わかめ〃	〃
〃	もずく〃	〃
〃	いわのり〃	〃
〃	えごのり〃	〃
〃	てんぐさ〃	〃
〃	いぎす〃	〃
〃	うみぞうめん〃	〃
〃	えむし〃	〃
第2種 共同漁業	雑魚小型定置漁業	〃
〃	磯さし網〃	〃

基点第249号 大飯郡高浜町和田と同町岩神との境界に設置した標柱

基点第251号 大飯郡高浜町西三松と同町灘波江との境界に設置した標柱

基点第257号 大飯郡高浜町小黒飯地先孫三郎礁に設置した標柱

(ア) はせぎ島と中礁とを結ぶ線の中央点

(イ) (ア) から真方位353度1, 650メートルの点

(ウ) (オ) と (エ) の点を結ぶ線上、(オ) から400メートルの点

(エ) 基点第251号から真方位83度700メートルの点

(オ) 基点第257号から真方位53度800メートルの点

(2) 関係地区

大飯郡高浜町事代および塩土

イ 漁場の位置

大飯郡高浜町岩神から灘波江に至る地先

共同漁業権（素案）

公示番号 共第35号

とによって囲まれた区域

(1) 免許の内容たるべき事項

基点第251号 大飯郡高浜町西三松  
と同町灘波江との境界  
に設置した標柱

ア 漁業の種類、名称および時期

基点第257号 大飯郡高浜町小黒飯  
地先孫三郎礁に設置し  
た標柱

種類	名称	時期
第1種 共同漁業	あわび漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	さざえ〃	〃
〃	とこぶし〃	〃
〃	ばい貝〃	〃
〃	かき〃	〃
〃	い貝〃	〃
〃	うに〃	〃
〃	なまこ〃	〃
〃	たこ〃	〃
〃	わかめ〃	〃
〃	もずく〃	〃
〃	いわのり〃	〃
〃	えごのり〃	〃
〃	てんぐさ〃	〃
〃	いぎす〃	〃
〃	うみぞうめん〃	〃
〃	えむし〃	〃
第2種 共同漁業	雑魚小型定置漁業	〃
〃	磯さし網〃	〃

基点第258号 大飯郡高浜町小黒飯  
地先水尻に設置した標  
柱

(ア) 基点第251号から真方位83  
度700メートルの点

(イ) 基点第257号から真方位53  
度800メートルの点

(2) 関係地区

大飯郡高浜町小黒飯

イ 漁場の位置

大飯郡高浜町小黒飯地先

ウ 漁場の区域

次の基点第251号、(ア)、(イ)、基  
点第257号および基点第258号の各  
点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線

共同漁業権（素案）

公示番号 共第36号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第1種 共同漁業	あわび漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	さざえ〃	〃
〃	とこぶし〃	〃
〃	ばい貝〃	〃
〃	かき〃	〃
〃	い貝〃	〃
〃	うに〃	〃
〃	なまこ〃	〃
〃	たこ〃	〃
〃	わかめ〃	〃
〃	もずく〃	〃
〃	いわのり〃	〃
〃	えごのり〃	〃
〃	てんぐさ〃	〃
〃	いぎす〃	〃
〃	うみぞうめん〃	〃
〃	えむし〃	〃
第2種 共同漁業	雑魚小型定置漁業	〃
〃	磯さし網〃	〃

イ 漁場の位置

大飯郡高浜町小黒飯地先

ウ 漁場の区域

次の基点第258号、基点第257号、  
(ア)、(イ) および基点第259号の各  
点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線

とによって囲まれた区域。

ただし、基点第397号と基点第403号とを結ぶ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第257号 大飯郡高浜町小黒飯地先孫三郎礁に設置した標柱

基点第258号 大飯郡高浜町小黒飯地先水尻に設置した標柱

基点第259号 大飯郡高浜町小黒飯と同町音海との境界小丹生の鼻に設置した標柱

基点第397号 大飯郡高浜町小黒飯地先黒崎鼻に設置した標柱

基点第403号 大飯郡高浜町小黒飯地先ワニ礁字第59号39番地に設置した標柱

(ア) 基点第257号から真方位53度800メートルの点

(イ) 基点第259号から真方位86度600メートルの点

(2) 関係地区

大飯郡高浜町小黒飯、事代および塩土

共同漁業権（素案）

公示番号 共第37号

基点第264号 大飯郡高浜町音海地  
先今戸鼻に設置した標  
柱

(1 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第1種 共同漁業	あわび漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	さざえ〃	〃
〃	とこぶし〃	〃
〃	かき〃	〃
〃	い貝〃	〃
〃	うに〃	〃
〃	なまこ〃	〃
〃	たこ〃	〃
〃	わかめ〃	〃
〃	もずく〃	〃
〃	いわのり〃	〃
〃	えごのり〃	〃
〃	てんぐさ〃	〃
〃	うみぞうめん〃	〃
第2種 共同漁業	雑魚小型定置漁業	〃
〃	磯さし網〃	〃

(ア) 基点第259号から真方位86  
度600メートルの点

(イ) 基点第264号から真方位69  
度800メートルの点

(2) 関係地区

大飯郡高浜町音海、事代および塩土

イ 漁場の位置

大飯郡高浜町音海地先

ウ 漁場の区域

次の基点第259号、(ア)、(イ)お  
よび基点第264号の各点を順次に結ん  
だ線と最大高潮時海岸線とによって囲ま  
れた区域

基点第259号 大飯郡高浜町小黒飯  
と同町音海との境界小  
丹生の鼻に設置した標  
柱

共同漁業権（素案）

公示番号 共第38号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第1種 共同漁業	あわび漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	さざえ〃	〃
〃	とこぶし〃	〃
〃	かき〃	〃
〃	い貝〃	〃
〃	うに〃	〃
〃	なまこ〃	〃
〃	たこ〃	〃
〃	わかめ〃	〃
〃	もずく〃	〃
〃	いわのり〃	〃
〃	えごのり〃	〃
〃	てんぐさ〃	〃
〃	うみぞうめん〃	〃
第2種 共同漁業	雑魚小型定置漁業	〃
〃	磯さし網〃	〃

イ 漁場の位置

大飯郡高浜町音海地先

ウ 漁場の区域

次の基点第264号、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ) および基点第273号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

ただし、基点第272号、(オ)、(カ) および基点第273号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第264号 大飯郡高浜町音海地  
先今戸鼻に設置した標柱

基点第265号 大飯郡高浜町音海地  
先押廻鼻に設置した標柱

基点第266号 大飯郡高浜町音海地  
先帯ヶ崎に設置した標柱

基点第272号 大飯郡高浜町音海地  
先ガケ礁に設置した標柱

基点第273号 大飯郡高浜町音海と  
同町神野浦との境界に  
設置した標柱

基点第280号 大飯郡高浜町山中地  
先広瀬鼻に設置した標柱

基点第284号 大飯郡高浜町日引と  
同町上瀬との境界立石  
に設置した標柱

(ア) 基点第264号から真方位69  
度800メートルの点

(イ) 基点第265号から真方位34  
3度1, 000メートルの点

(ウ) 基点第266号と基点第284  
号とを結ぶ線の中央点

(エ) 基点第266号と基点第280  
号とを結ぶ線の中央点

(オ) 基点第272号から真方位30  
3度150メートルの点

(カ) 基点第273号から基点第26  
6号と基点第280号とを結ぶ線  
の中央点を見通した線上800メ  
ートルの点

(2) 関係地区

大飯郡高浜町音海

共同漁業権（素案）

公示番号 共第50号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第1種 共同漁業	あわび漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	さざえ 〃	〃
〃	とこぶし 〃	〃
〃	ばい貝 〃	〃
〃	かき 〃	〃
〃	い貝 〃	〃
〃	うに 〃	〃
〃	なまこ 〃	〃
〃	たこ 〃	〃
〃	わかめ 〃	〃
〃	もずく 〃	〃
〃	いわのり 〃	〃
〃	えごのり 〃	〃
〃	てんぐさ 〃	〃
〃	うみぞうめん 〃	〃
〃	えむし 〃	〃
第2種 共同漁業	雑魚小型定置漁業	〃
〃	磯さし網 〃	〃

イ 漁場の位置

大飯郡高浜町神野浦、山中、宮尾、日引および上瀬地先

ウ 漁場の区域

次の基点第273号、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ) および基点第287号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

ただし、基点第275号、(オ)、(カ) および基点第273号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第265号 大飯郡高浜町音海地  
先押廻鼻に設置した標柱

基点第266号 大飯郡高浜町音海地  
先帯ヶ崎に設置した標柱

基点第273号 大飯郡高浜町音海と  
同町神野浦との境界に  
設置した標柱

基点第275号 大飯郡高浜町神野浦  
地先城浦に設置した標柱

基点第280号 大飯郡高浜町山中地  
先広瀬鼻に設置した標柱

基点第284号 大飯郡高浜町日引と  
同町上瀬との境界立石  
に設置した標柱

基点第287号 大飯郡高浜町上瀬地  
先正面崎甲岩に設置し  
た標柱

(ア) 基点第266号と基点第280号とを結ぶ線の中央点

(イ) 基点第266号と基点第284号とを結ぶ線の中央点

(ウ) 基点第265号から真方位34度3分1,000メートルの点

(エ) 基点第287号から真方位23度20分600メートルの点

(オ) 基点第275号から真方位34度15分0メートルの点

(カ) 基点第273号から基点第266号と基点第280号とを結ぶ線の中央点を見通した線上800メートルの点

(2) 関係地区

共同漁業権（素案）

大飯郡高浜町神野浦、日引および上瀬

共同漁業権（素案）

公示番号 共第51号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第3種 共同漁業	あじ地びき網漁業	4月1日から 12月31日まで
〃	ぶり 〃	〃
〃	たい 〃	〃
〃	いかなご 〃	3月1日から 6月30日まで

イ 漁場の位置

あわら市、浜坂、北潟および波松地先

ウ 漁場の区域

次の点（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）、基点第4号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第4号 あわら市と坂井市三国町との境界に設置した標柱

（ア） 北緯36度17分42.196秒、東経136度14分35.198秒

（イ） 北緯36度14分36.6秒、東経136度17分44.0秒

（ウ） 点（イ）から真方位313度2,000メートルの点

（エ） 基点第4号から真方位323度2,000メートルの点

(2) 関係地区

あわら市浜坂、北潟および波松

定置漁業権（素案）

定置漁業

公示番号 定第1号

1 免許予定日

令和5年9月1日

免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 定置漁業

名称 ぶり定置漁業

時期 1月1日から12月31日まで

2 存続期間

令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

イ 漁場の位置

福井市長橋町地先

3 個別漁業権又は団体漁業権の別

個別漁業権

ウ 漁場の区域

次の基点第21号、（ア）、（イ）および基点第21号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第21号 福井市長橋町地先一本松に設置した標柱

（ア） 基点第21号から真方位310度1,500メートルの点

（イ） 基点第21号から真方位280度1,600メートルの点

4 免許の内容たるべき事項

定置漁業権（素案）

公示番号 定第2号

免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 定置漁業

名称 ぶり定置漁業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

福井市茱崎町地先

ウ 漁場の区域

次の基点第28号、（ア）、（イ）および基点第29号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第28号 福井市茱崎町地先越知宮北に設置した標柱

基点第29号 福井市茱崎町地先上戸崎に設置した標柱

（ア） 基点第28号から真方位288度2,300メートルの点

（イ） 基点第29号から真方位27度2,300メートルの点

公示番号 定第3号

免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 定置漁業

名称 ぶり定置漁業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

丹生郡越前町小樟地先

ウ 漁場の区域

次の基点第41号、（ア）、（イ）および基点第42号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第41号 丹生郡越前町小樟地先ぶり岩に設置した標柱

基点第42号 丹生郡越前町小樟地先横島に設置した標柱

（ア） 基点第41号から真方位270度1,500メートルの点

（イ） 基点第42号から真方位249度1,550メートルの点

定置漁業権（素案）

公示番号 定第5号

免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 定置漁業

名称 ぶり定置漁業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

丹生郡越前町米ノ地先

ウ 漁場の区域

次の点（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）、（オ）、（カ）、（キ）の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第52号 丹生郡越前町米ノ地先  
鎌岩に設置した標柱

（ア） 基点第52号から真方位44度  
34メートルの点

（イ） 基点第52号から真方位263  
度1, 040メートルの点

（ウ） 基点第52号から真方位203  
度1, 200メートルの点

（エ） 基点第52号から真方位200  
度1, 150メートルの点

（オ） 基点第52号から真方位225  
度600メートルの点

（カ） 基点第52号から真方位225  
度450メートルの点

（キ） 基点第52号から真方位200  
度500メートルの点

公示番号 定第6号

免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 定置漁業

名称 ぶり定置漁業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

南条郡南越前町糠地先

ウ 漁場の区域

次の基点第54号、（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）、（オ）、（カ）、（キ）、（ク）、（ケ）および基点第54号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第54号 南条郡南越前町糠地先  
二ツ岩に設置した標柱

（ア） 基点第54号から真方位253  
度1, 100メートルの点

（イ） 基点第54号から真方位258  
度1, 120メートルの点

（ウ） 基点第54号から真方位258  
度1, 200メートルの点

（エ） 基点第54号から真方位253  
度1, 200メートルの点

（オ） 基点第54号から真方位223  
度1, 200メートルの点

（カ） 基点第54号から真方位223  
度1, 100メートルの点

（キ） 基点第54号から真方位213  
度1, 200メートルの点

（ク） 基点第54号から真方位208  
度1, 200メートルの点

（ケ） 基点第54号から真方位218  
度895メートルの点

定置漁業権（素案）

公示番号 定第7号

免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 定置漁業

名称 ぶり定置漁業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

南条郡南越前町甲楽城地先

ウ 漁場の区域

次の基点第56号、（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）、（オ）、（カ）および基点第56号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第56号 南条郡南越前町甲楽城地先  
大礁に設置した標柱

（ア） 基点第56号から真方位270度300メートルの点

（イ） 基点第56号から真方位253度1, 320メートルの点

（ウ） 基点第56号から真方位257度1, 350メートルの点

（エ） 基点第56号から真方位256度40分1, 450メートルの点

（オ） 基点第56号から真方位253度1, 420メートルの点

（カ） 基点第56号から真方位226度1, 350メートルの点

公示番号 定第8号

免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 定置漁業

名称 ぶり定置漁業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

南条郡南越前町今泉地先

ウ 漁場の区域

次の基点第58号、（ア）、（イ）、（ウ）および基点第58号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第58号 南条郡南越前町今泉地  
先たたみ岩に設置した標柱

（ア） 基点第58号から真方位270度390メートルの点

（イ） 基点第58号から真方位254度1, 400メートルの点

（ウ） 基点第58号から真方位231度1, 405メートルの点

定置漁業権（素案）

公示番号 定第10号

免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 定置漁業

名称 ぶり定置漁業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

南条郡南越前町河野地先

ウ 漁場の区域

次の基点第61号、（ア）、（イ）、  
（ウ）および基点第61号の各点を順次  
に結んだ線によって囲まれた区域

基点第61号 南条郡南越前町河野地  
先御前岩に設置した標柱

（ア） 基点第61号から真方位310度1  
35メートルの点

（イ） 基点第61号から真方位266度1,  
210メートルの点

（ウ） 基点第61号から真方位243  
度1,100メートルの点

公示番号 定第11号

免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 定置漁業

名称 ぶり定置漁業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

敦賀市元比田地先

ウ 漁場の区域

次の基点第64号、（ア）、（イ）、  
（ウ）および基点第64号の各点を順次  
に結んだ線によって囲まれた区域

基点第64号 敦賀市元比田地先飛島  
に設置した標柱

（ア） 基点第64号から真方位260  
度1,540メートルの点

（イ） 基点第64号から真方位245  
度1,600メートルの点

（ウ） 基点第64号から真方位215度  
500メートルの点

定置漁業権（素案）

公示番号 定第12号

免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 定置漁業

名称 ぶり定置漁業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

敦賀市五幡地先

ウ 漁場の区域

次の点（ア）、（イ）、（ウ）および（エ）の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。

（ア） 北緯35度42分39.452秒、  
東経136度05分05.769秒

（イ） 北緯35度43分07.209秒、  
東経136度04分44.971秒

（ウ） 北緯35度42分48.381秒、  
東経136度04分27.785秒

（エ） 北緯35度42分36.979秒、  
東経136度05分03.192秒

公示番号 定第13号

免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 定置漁業

名称 いわし定置漁業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

敦賀市色浜地先

ウ 漁場の区域

次の基点第82号、（ア）、（イ）および基点第82号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第82号 敦賀市色浜地先鈴ヶ岩に設置した標柱

（ア） 基点第82号から真方位98度460メートルの点

（イ） 基点第82号から真方位46度460メートルの点

定置漁業権（素案）

公示番号 定第15号

免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 定置漁業

名称 ぶり定置漁業

時期 10月1日から翌年2月末日まで

イ 漁場の位置

敦賀市浦底地先

ウ 漁場の区域

次の基点第87号、（ア）、（イ）、（ウ）および基点第87号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第87号 敦賀市浦底地先池尻に設置した標柱

（ア） 基点第87号から真方位93度500メートルの点

（イ） 基点第87号から真方位64度500メートルの点

（ウ） 基点第87号から真方位3度50メートルの点

公示番号 定第16号

免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 定置漁業

名称 いわし定置漁業

時期 3月1日から9月30日まで

イ 漁場の位置

敦賀市浦底地先

ウ 漁場の区域

次の基点第87号、（ア）、（イ）、（ウ）および基点第87号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第87号 敦賀市浦底地先池尻に設置した標柱

（ア） 基点第87号から真方位103度800メートルの点

（イ） 基点第87号から真方位68度800メートルの点

（ウ） 基点第87号から真方位3度50メートルの点

定置漁業権（素案）

公示番号 定第17号

免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 定置漁業

名称 ぶり定置漁業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

三方郡美浜町丹生地先

ウ 漁場の区域

次の基点第97号、（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）および基点第97号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第97号 三方郡美浜町丹生地先  
立壁岩に設置した標柱

（ア） 基点第97号から真方位305度800メートルの点

（イ） 基点第97号から真方位297度1,400メートルの点

（ウ） 基点第97号から真方位263度1,320メートルの点

（エ） 基点第97号から真方位192度100メートルの点

公示番号 定第18号

免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 定置漁業

名称 ぶり定置漁業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

三方郡美浜町丹生地先

ウ 漁場の区域

次の基点第98号、（ア）、（イ）、（ウ）および基点第98号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第98号 三方郡美浜町丹生地先エビス岩に設置した標柱

（ア） 基点第98号から真方位254度1,275メートルの点

（イ） 基点第98号から真方位230度1,233メートルの点

（ウ） 基点第98号から真方位130度203メートルの点

定置漁業権（素案）

公示番号 定第20号

免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 定置漁業

名称 ぶり定置漁業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

三方郡美浜町菅浜地先

ウ 漁場の区域

次の基点第112号、（ア）、（イ）、  
（ウ）および基点第112号の各点を順  
次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第112号 三方郡美浜町菅浜地  
先沖ノ礁に設置した標  
柱

（ア） 基点第112号から真方位13  
度150メートルの点

（イ） 基点第112号から真方位29  
1度1, 630メートルの点

（ウ） 基点第112号から真方位27  
3度1, 600メートルの点

公示番号 定第21号

免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 定置漁業

名称 ぶり定置漁業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

三方郡美浜町菅浜地先

ウ 漁場の区域

次の基点第436号、（ア）、（イ）、  
（ウ）および基点第436号の各点を順  
次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第436号 三方郡美浜町菅浜地  
先城ヶ崎中の礁に設置  
した標柱

（ア） 基点第436号から真方位28  
9度2, 540メートルの点

（イ） 基点第436号から真方位27  
8度2, 440メートルの点

（ウ） 基点第436号から真方位19  
7度200メートルの点

定置漁業権（素案）

公示番号 定第22号

免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 定置漁業

名称 ぶり定置漁業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

三方郡美浜町早瀬地先

ウ 漁場の区域

次の基点第130号、（ア）、（イ）  
および基点第130号の各点を順次に結  
んだ線によって囲まれた区域

基点第130号 三方郡美浜町日向と  
同町早瀬との境界飯盛  
山鼻えぼし岩に設置し  
た標柱

（ア） 基点第130号から真方位33  
度1,600メートルの点

（イ） 基点第130号から真方位8度  
1,600メートルの点

公示番号 定第23号

免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 定置漁業

名称 ぶり定置漁業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

三方郡美浜町日向地先

ウ 漁場の区域

次の基点第559号、（ア）、（イ）、  
および基点第559号の各点を順次に結  
んだ線によって囲まれた区域

基点第559号 三方郡美浜町日向地  
先四十礁に設置した標  
柱

（ア） 基点第559号から真方位96  
度830メートルの点

（イ） 基点第559号から真方位58  
度845メートルの点

定置漁業権（素案）

公示番号 定第25号

免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 定置漁業

名称 ぶり定置漁業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

三方郡美浜町日向地先

ウ 漁場の区域

次の基点第134号、（ア）、（イ）、  
（ウ）および基点第134号の各点を順  
次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第134号 三方郡美浜町日向地  
先さび岩に設置した標  
柱

（ア） 基点第134号から真方位26  
度1, 440メートルの点

（イ） 基点第134号から真方位1度  
1, 440メートルの点

（ウ） 基点第134号から真方位27  
3度100メートルの点

公示番号 定第26号

免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 定置漁業

名称 ぶり定置漁業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

三方郡美浜町日向地先

ウ 漁場の区域

次の基点第560号、（ア）、（イ）、  
（ウ）および基点第560号の各点を順  
次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第560号 三方郡美浜町日向地先  
黒礁に設置した標柱

（ア） 基点第560号から真方位7度  
50メートルの点

（イ） 基点第560号から真方位90  
度590メートルの点

（ウ） 基点第560号から真方位65  
度615メートルの点

定置漁業権（素案）

公示番号 定第27号

免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 定置漁業

名称 ぶり定置漁業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

三方郡美浜町日向地先

ウ 漁場の区域

次の基点第499号、（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）、基点第135号および基点第499号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第135号 三方郡美浜町日向地  
先長礁に設置した標柱

基点第499号 三方郡美浜町日向地  
先すぐ礁に設置した標柱

（ア） 基点第135号から真方位41度1,800メートルの点

（イ） 基点第135号から真方位21度1,650メートルの点

（ウ） 基点第135号から真方位358度1,400メートルの点

（エ） 基点第135号から真方位273度150メートルの点

公示番号 定第28号

免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 定置漁業

名称 ぶり定置漁業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

三方郡美浜町日向地先

ウ 漁場の区域

次の基点第561号、（ア）、（イ）、（ウ）および基点第561号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第561号 三方郡美浜町日向地  
先子持岩に設置した標柱

（ア） 基点第561号から真方位45度500メートルの点

（イ） 基点第561号から真方位11度510メートルの点

（ウ） 基点第561号から真方位310度50メートルの点

定置漁業権（素案）

公示番号 定第30号

免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 定置漁業

名称 ぶり定置漁業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

三方郡美浜町日向地先

ウ 漁場の区域

次の基点第499号、（ア）、（イ）、（ウ）、基点第135号および基点第499号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第135号 三方郡美浜町日向地先長礁に設置した標柱

基点第499号 三方郡美浜町日向地先すぐ礁に設置した標柱

（ア） 点第135号から真方位20度2,025メートルの基点

（イ） 基点第135号から真方位355度1,900メートルの点

（ウ） 基点第135号から真方位273度150メートルの点

公示番号 定第31号

（1） 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 定置漁業

名称 ぶり定置漁業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

三方上中郡若狭町常神地先

ウ 漁場の区域

次の基点第140号、（ア）、（イ）、（ウ）、基点第141号および（キ）の各点を順次に結んだ線と御神島最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域ならびに基点第141号、（エ）、（オ）、（カ）および基点第141号の各点を順次に結ぶ線によって囲まれた区域

基点第140号 三方上中郡若狭町常神地先御神島須崎礁に設置した標柱

基点第141号 三方上中郡若狭町常神地先御神島かごめどまりに設置した標柱

基点第354号 三方上中郡若狭町常神地先トチ礁に設置した標柱

（ア） 基点第140号から真方位228度280メートルの点

（イ） 基点第140号から真方位210度640メートルの点

（ウ） 基点第140号から真方位165度740メートルの点

（エ） 基点第141号から真方位83度590メートルの点

（オ） 基点第141号から真方位63度650メートルの点

（カ） 基点第141号から真方位28度200メートルの点

（キ） 基点第354号から真方位261度の線と御神島最大高潮時海岸

定置漁業権（素案）

線との交点（三方上中郡若狭町常 公示番号 定第32号

神地先御神島南端）

免許の内容たるべき事項

（2）条件

12月16日から翌年3月15日までの間は基点第141号、（エ）、（オ）、（カ）および基点第141号の各点を順次に結ぶ線によって囲まれた区域に漁具を敷設してはならない。

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 定置漁業

名称 ぶり定置漁業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

三方上中郡若狭町神子地先

ウ 漁場の区域

次の基点第153号、（ア）、（イ）、（ウ）および基点第153号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第153号 三方上中郡若狭町神子地先牛ヶ鼻に設置した標柱

（ア） 基点第153号から真方位25度2930メートルの点

（イ） 基点第153号から真方位218度2930メートルの点

（ウ） 基点第153号から真方位133度100メートルの点

定置漁業権（素案）

公示番号 定第 3 3 号

免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 定置漁業

名称 ぶり定置漁業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

三方上中郡若狭町小川地先

ウ 漁場の区域

次の基点第 4 1 3 号、（ア）、（イ）、  
（ウ）および基点第 4 1 3 号の各点を順  
次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第 4 1 3 号 三方上中郡若狭町小  
川地先山伏礁に設置し  
た標柱

（ア） 基点第 4 1 3 号から真方位 2 5  
8 度 6 5 0 メートルの点

（イ） 基点第 4 1 3 号から真方位 2 1  
3 度 6 7 0 メートルの点

（ウ） 基点第 4 1 3 号から真方位 9 0  
度 5 0 メートルの点

公示番号 定第 3 5 号

免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 定置漁業

名称 ぶり定置漁業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

小浜市田鳥地先

ウ 漁場の区域

次の基点第 5 5 6 号、（ア）、（イ）  
および基点第 5 5 6 号の各点を順次に結  
んだ線によって囲まれた区域

基点第 5 5 6 号 小浜市田鳥地先獅子  
崎岩に設置した標柱

（ア） 基点第 5 5 6 号から真方位 3 3  
9 度 9 7 0 メートルの点

（イ） 基点第 5 5 6 号から真方位 3 0  
5 度 9 1 0 メートルの点

定置漁業権（素案）

公示番号 定第36号

免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 定置漁業

名称 ぶり定置漁業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

小浜市西小川地先

ウ 漁場の区域

次の基点第562号、（ア）、（イ）、（ウ）および基点第562号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第562号 小浜市西小川地先かぶと岩に設置した標柱

（ア） 基点第562号から真方位19度100メートルの点

（イ） 基点第562号から真方位75度450メートルの点

（ウ） 基点第562号から真方位11度500メートルの点

公示番号 定第37号

免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 定置漁業

名称 ぶり定置漁業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

小浜市西小川地先

ウ 漁場の区域

次の基点第601号、（ア）、（イ）および基点第601号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第601号 小浜市西小川地先たみ礁に設置した標柱

（ア） 基点第601号から真方位50度600メートルの点

（イ） 基点第601号から真方位5度600メートルの点

定置漁業権（素案）

公示番号 定第38号

免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 定置漁業

名称 ぶり定置漁業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

小浜市宇久地先

ウ 漁場の区域

次の基点第563号、（ア）、（イ）  
および基点第563号の各点を順次に結  
んだ線によって囲まれた区域

基点第563号 小浜市宇久地先七蛇  
の鼻北方に設置した標  
柱

（ア） 基点第563号から真方位70  
度520メートルの点

（イ） 基点第563号から真方位0度  
600メートルの点

公示番号 定第50号

免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 定置漁業

名称 ぶり定置漁業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

小浜市泊地先

ウ 漁場の区域

次の基点第181号、（ア）、（イ）、  
（ウ）および基点第181号の各点を順  
次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第181号 小浜市泊地先猪礁に  
設置した標柱

（ア） 基点第181号から真方位34  
1度975メートルの点

（イ） 基点第181号から真方位30  
5度975メートルの点

（ウ） 基点第181号から真方位25  
0度200メートルの点

定置漁業権（素案）

公示番号 定第51号

免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 定置漁業

名称 ぶり定置漁業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

小浜市泊地先

ウ 漁場の区域

次の基点（ア）、（イ）、（ウ）および（エ）の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

（ア） 北緯35度33分08.496秒、東経135度41分42.498秒

（イ） （ア）から真方位341度975メートルの点

（ウ） （ア）から真方位301度995メートルの点

（エ） （ア）から真方位227度53メートルの点

公示番号 定第52号

免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 定置漁業

名称 ぶり定置漁業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

大飯郡おおい町大島地先

ウ 漁場の区域

次の基点（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第241号 大飯郡おおい町大島地先水尻に設置した標柱

（ア） 基点第241号から真方位264度500メートルの点

（イ） 基点第241号から真方位310度570メートルの点

（ウ） 基点第241号から真方位339度1,790メートルの点

（エ） 基点第241号から真方位323度1,900メートルの点

定置漁業権（素案）

公示番号 定第53号

免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 定置漁業

名称 ぶり定置漁業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

大飯郡おおい町大島地先

ウ 漁場の区域

次の点（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第430号 大飯郡おおい町大島地先添の浜の西詰に設置した標柱

（ア） 基点第430号から真方位277度500メートルの点

（イ） 基点第430号から真方位326度2, 240メートルの点

（ウ） 基点第430号から真方位314度2, 325メートルの点

（エ） 基点第430号から真方位296度1, 050メートルの点

公示番号 定第55号

免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 定置漁業

名称 ぶり定置漁業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

大飯郡高浜町和田地先

ウ 漁場の区域

次の基点第245号、（ア）、（イ）、（ウ）および基点第245号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第245号 大飯郡高浜町和田地先たて礁に設置した標柱

（ア） 基点第245号から真方位49度100メートルの点

（イ） 基点第245号から真方位328度1, 800メートルの点

（ウ） 基点第245号から真方位312度1, 800メートルの点

定置漁業権（素案）

公示番号 定第56号

免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 定置漁業

名称 ぶり定置漁業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

大飯郡高浜町和田地先

ウ 漁場の区域

次の基点第328号、（ア）、（イ）、（ウ）および基点第328号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第246号 大飯郡高浜町和田地先うのくそ礁に設置した標柱

基点第328号 大飯郡高浜町和田地先三ツ礁に設置した標柱

（ア） 基点第328号から真方位349度2，255メートルの点

（イ） 基点第328号から真方位335度2，380メートルの点

（ウ） 基点第328号から基点第246号を見通す線上330メートルの点

公示番号 定第57号

免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 定置漁業

名称 いわし定置漁業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

大飯郡高浜町音海地先

ウ 漁場の区域

次の基点第261号、（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）、（オ）および基点第261号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第260号 大飯郡高浜町音海地先風島南端に設置した標柱

基点第261号 大飯郡高浜町音海地先沖まくり設置した標柱

（ア） 基点第260号から真方位113度250メートルの点

（イ） 基点第260号から真方位91度1，000メートルの点

（ウ） 基点第260号から真方位55度950メートルの点

（エ） 基点第260号から真方位51度30分845メートルの点

（オ） 基点第260号から真方位91度150メートルの点

定置漁業権（素案）

公示番号 定第58号

免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 定置漁業

名称 ぶり定置漁業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

大飯郡高浜町音海地先

ウ 漁場の区域

次の基点第262号、（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）および基点第262号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第262号 大飯郡高浜町音海地先小礁に設置した標柱

（ア） 基点第262号から真方位86度700メートルの点

（イ） 基点第262号から真方位81度1,300メートルの点

（ウ） 基点第262号から真方位43度1,300メートルの点

（エ） 基点第262号から真方位38度700メートルの点

公示番号 定第60号

免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 定置漁業

名称 ぶり定置漁業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

大飯郡高浜町上瀬地先

ウ 漁場の区域

次の基点第285号、（ア）、（イ）および基点第286号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第285号 大飯郡高浜町上瀬地先眼浦に設置した標柱

基点第286号 大飯郡高浜町上瀬地先甲ヶ崎に設置した標柱

（ア） 基点第285号から真方位103度390メートルの点

（イ） 基点第286号から真方位80度390メートルの点

区画漁業権（素案）

区画漁業

公示番号 区第1号

1 免許予定日

令和5年9月1日

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 藻類垂下式養殖

時期 1月1日から12月31日まで

2 存続期間

令和5年9月1日から令和10年8月  
31日

イ 漁場の位置

福井市居倉地先

3 個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

ウ 漁場の区域

次の点（ア）、（イ）、（ウ）、  
（エ）および（ア）の各点を順次に結ん  
だ線によって囲まれた区域

4 免許の内容たるべき事項および関係地区、  
条件

基点第33号 福井市蒲生町と同市居  
倉町の境界に設置した標  
柱

（ア） 基点第33号から真方位293  
度400メートルの点

（イ） 基点第33号から真方位293  
度650メートルの点

（ウ） 基点第33号から真方位274  
度30分790メートルの点

（エ） 基点第33号から真方位263  
度560メートルの点

(2) 関係地区

福井市大味町、茶崎町、蒲生町および  
居倉町

区画漁業権（素案）

公示番号 区第2号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 魚類小割式養殖およびうに類垂下式養殖

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

福井市茱崎地先

ウ 漁場の区域

次の点（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）、（オ）、（カ）、（キ）、（ク）、（ケ）、（コ）、（サ）を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(ア) 北緯36度02分33.375秒、東経136度00分37.944秒

(イ) 北緯36度02分33.330秒、東経136度00分38.490秒

(ウ) 北緯36度02分32.488秒、東経136度00分40.000秒

(エ) 北緯36度02分32.710秒、東経136度00分40.363秒

(オ) 北緯36度02分39.563秒、東経136度00分40.346秒

(カ) 北緯36度02分40.138秒、東経136度00分41.764秒

(キ) 北緯36度02分42.694秒、東経136度00分40.110秒

(ク) 北緯36度02分41.246秒、東経136度00分36.563秒

(ケ) 北緯36度02分39.533秒、東経136度00分37.690秒

(コ) 北緯36度02分38.632秒、東経136度00分37.654秒

(サ) 北緯36度02分37.244秒、東経136度00分38.108秒

(2) 関係地区

福井市大味町、茱崎町、蒲生町および居倉町

(3) 条件

漁港区域においては、漁港管理者が養殖筏等の設置について必要な指示をした場合は、当該指示に従わなければならない。

区画漁業権（素案）

公示番号 区第3号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 藻類垂下式養殖

時期 10月1日から翌年4月30日  
まで

イ 漁場の位置

南条郡南越前町糠地先

ウ 漁場の区域

次の点（ア）、（イ）、（ウ）、  
（エ）、（オ）、（カ）および（ア）の  
各点を順次に結んだ線によって囲まれた  
区域

基点第1009号 南条郡南越前町糠  
地先糠灯台に設置し  
た標柱

（ア） 基点第1009号から真方位1  
75度150メートルの点

（イ） 基点第1009号から真方位1  
56度294メートルの点

（ウ） 基点第1009号から真方位1  
61度426メートルの点

（エ） 基点第1009号から真方位1  
55度438メートルの点

（オ） 基点第1009号から真方位1  
46度300メートルの点

（カ） 基点第1009号から真方位1  
56度126メートルの点

(2) 関係地区

南条郡南越前町糠

公示番号 区第5号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 藻類垂下式養殖

時期 10月1日から翌年4月30日  
まで

イ 漁場の位置

南条郡南越前町甲楽城地先

ウ 漁場の区域

次の点（ア）、（イ）、（ウ）、  
（エ）および（ア）の各点を順次に結ん  
だ線によって囲まれた区域

基点第458号 南条郡南越前町甲楽  
城地先平礁に設置した  
標柱

基点第459号 南条郡南越前町甲楽  
城地先旧甲楽城灯台跡  
に設置した標柱

（ア） 基点第458号から真方位21  
0度150メートルの点

（イ） 基点第458号から真方位21  
0度550メートルの点

（ウ） 基点第459号から真方位23  
8度650メートルの点

（エ） 基点第459号から真方位23  
8度150メートルの点

(2) 関係地区

南条郡南越前町甲楽城

区画漁業権（素案）

公示番号 区第6号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 藻類垂下式養殖

時期 10月1日から翌年4月30日  
まで

イ 漁場の位置

南条郡南越前町甲楽城地先

ウ 漁場の区域

次の点（ア）、（イ）、（ウ）、  
（エ）および（ア）の各点を順次に結ん  
だ線によって囲まれた区域

基点第57号 南条郡南越前町甲楽城  
と同町今泉との境界に設  
置した標柱

基点第460号 南条郡南越前町甲楽  
城地先牛礁に設置した  
標柱

(ア) 基点第460号から真方位21  
8度50メートルの点

(イ) 基点第460号から真方位21  
8度300メートルの点

(ウ) 基点第57号から真方位246  
度400メートルの点

(エ) 基点第57号から真方位278  
度140メートルの点

(2) 関係地区

南条郡南越前町甲楽城

公示番号 区第7号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 藻類垂下式養殖

時期 10月1日から翌年4月30日  
まで

イ 漁場の位置

敦賀市杉津地先

ウ 漁場の区域

次の点（ア）、（イ）、（ウ）、  
（エ）および（ア）の各点を順次に結ん  
だ線によって囲まれた区域

基点第67号 敦賀市杉津地先新谷小  
浜に設置した標柱

基点第441号 敦賀市杉津地先杉津  
黒岩に設置した標柱

(ア) 基点第441号から真方位21  
8度270メートルの点

(イ) 基点第441号から真方位21  
8度420メートルの点

(ウ) 基点第67号から真方位218  
度215メートルの点

(エ) 基点第67号から真方位218  
度65メートルの点

(2) 関係地区

敦賀市杉津、元比田、大比田、横浜、  
阿曾、拳野、五幡および江良

区画漁業権（素案）

公示番号 区第8号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 たこ類小割式養殖

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

敦賀市赤崎地先

ウ 漁場の区域

次の点（ア）、（イ）、（ウ）、  
（エ）および（ア）の各点を順次に結ん  
だ線によって囲まれた区域

基点第68号 敦賀市赤崎地先ナスビ  
鼻に設置した標柱

基点第513号 敦賀市田結地先鳥島  
に設置した標柱

（ア） 基点第513号から基点第68  
号を見通す線上700メートルの  
点

（イ） 基点第513号から基点第68  
号を見通す線上350メートルの  
点

（ウ） 基点第513号から真方位48  
度408メートルの点

（エ） 基点第68号から真方位169  
度405メートルの点

(2) 関係地区

敦賀市赤崎、田結および鞠山

公示番号 区第10号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 魚類・たこ類小割式養殖業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

敦賀市櫛川地先

ウ 漁場の区域

次の基点第546号、（ア）、（イ）  
および基点第337号の各点を順次に結  
んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲  
まれた区域

基点第337号 敦賀市櫛川と同市二  
村の境界湧所崎に設置  
した標柱

基点第546号 敦賀市櫛川地先花城  
防波堤突端に設置した  
標柱

（ア） 基点第546号から真方位11  
6度105メートルの点

（イ） 基点第337号から真方位73  
度130メートルの点

(2) 関係地区

敦賀市松島

区画漁業権（素案）

公示番号 区第11号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 魚類・たこ類小割式養殖業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

敦賀市名子地先

ウ 漁場の区域

次の点（ア）、（イ）、（ウ）、  
（エ）および（ア）の各点を順次に結ん  
だ線によって囲まれた区域

基点第74号 敦賀市名子地先名子崎  
に設置した標柱

基点第548号 敦賀市名子地先西端  
砂防堤基部に設置した  
標柱

基点第567号 敦賀市名子地先東第  
2砂防堤基部に設置し  
た標柱

(ア) 基点第567号から（オ）を見  
通す線上340メートルの点

(イ) 基点第548号から（オ）を見  
通す線上300メートルの点

(ウ) 基点第548号から（オ）を見  
通す線上100メートルの点

(エ) 基点第567号から（オ）を見  
通す線上140メートル

(オ) 基点第74号から真方位23度  
の線と最大高潮時海岸線との交点  
（敦賀市沓地先小崎）

(2) 関係地区

敦賀市名子

公示番号 区第12号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 魚類小割式養殖業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

敦賀市縄間地先

ウ 漁場の区域

次の基点第488号、（ア）、（イ）  
の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海  
岸線とによって囲まれた区域

基点第488号 敦賀市縄間地先猫岩  
に設置した標柱

(ア) 基点第488号から真方位20  
度437メートルの点

(イ) 基点第488号から真方位  
328度433メートルの点

(2) 関係地区

敦賀市縄間

区画漁業権（素案）

公示番号 区第13号

(1) 免許の内容たるべき事項

- ア 漁業の種類、名称および時期  
種類 第1種区画漁業  
名称 魚類・たこ類小割式養殖業なら  
びに貝類垂下式養殖  
時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置  
敦賀市縄間地先

ウ 漁場の区域  
次の（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）  
の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海  
岸線とによって囲まれた区域  
基点第338号 敦賀市縄間地先共同  
作業場南端に設置した  
標柱

- （ア） 基点第338号から真方位28  
度194メートルの点  
（イ） 基点第338号から真方位46  
度200メートル  
（ウ） 基点第338号から真方位43  
度280メートル  
（エ） 基点第338号から真方位30  
度278メートル

(2) 関係地区  
敦賀市縄間

公示番号 区第15号

(1) 免許の内容たるべき事項

- ア 漁業の種類、名称および時期  
種類 第1種区画漁業  
名称 魚類・たこ類小割式養殖業なら  
びに貝類垂下式養殖  
時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置  
敦賀市常宮地先

ウ 漁場の区域  
次の基点第1015号、（ア）、  
（イ）、（ウ）および基点第1015号  
の各点を順次に結んだ線によって囲まれ  
た区域  
基点第1015号 敦賀市常宮地先船  
揚場に設置した標柱

- （ア） 基点第1015号から真方位  
137度150メートルの点  
（イ） （ア）から真方位215度  
200メートルの点  
（ウ） 基点第1015号から真方位  
215度200メートルの点

(2) 関係地区  
敦賀市常宮

区画漁業権（素案）

公示番号 区第16号

(1) 免許の内容たるべき事項

- ア 漁業の種類、名称および時期  
種類 第1種区画漁業  
名称 魚類・たこ類小割式養殖業なら  
びに貝類垂下式養殖  
時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

敦賀市沓地先

ウ 漁場の区域

次の基点第446号、(ア)、(イ)、  
(ウ)、(エ)および基点第448号の  
各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸  
線とによって囲まれた区域

基点第446号 敦賀市沓地先松の本  
に設置した標柱

基点第448号 敦賀市沓地先姫子松  
に設置した標柱

(ア) 基点第446号から真方位  
138度100メートルの点

(イ) 基点第446号から真方位  
88度208メートルの点

(ウ) 基点第448号から真方位  
300度305メートルの点

(エ) 基点第448号から真方位  
250度170メートルの点

(2) 関係地区

敦賀市沓

公示番号 区第17号

(1) 免許の内容たるべき事項

- ア 漁業の種類、名称および時期  
種類 第1種区画漁業  
名称 魚類・たこ類小割式養殖業  
時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

敦賀市手地先

ウ 漁場の区域

次の基点第499号、(ア)、(イ)  
および(ウ)の各点を順次に結んだ線と  
最大高潮時海岸線とによって囲まれた区  
域

基点第449号 敦賀市手地先船付場  
岩に設置した標柱

基点第491号 敦賀市手地先田浜川  
川尻に設置した標柱

(ア) 基点第449号から真方位83  
度300メートルの点

(イ) 基点第491号から真方位  
104度430メートルの点

(ウ) (イ)から真方位257度の線  
と最大高潮時海岸線との交点

(2) 関係地区

敦賀市手

区画漁業権（素案）

公示番号 区第18号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 魚類小割式養殖業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

敦賀市手地先

ウ 漁場の区域

次の基点第1014号、(ア)、  
(イ) および基点第340号の各点を順  
次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによ  
って囲まれた区域

基点第340号 敦賀市手地先キバニ  
本松に設置した標柱

基点第1014号 北緯35度42分  
54.51秒、東経1  
36度02分20.5  
1秒の点

(ア) 基点第1014号から真方位  
55度180メートルの点

(イ) 基点第340号から真方位60  
度285メートルの点

(2) 関係地区

敦賀市手

公示番号 区第20号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 魚類小割式養殖業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

敦賀市色浜地先

ウ 漁場の区域

次の基点第82号、(ア)、(イ)、  
(ウ) の各点を順次に結んだ線と最大高  
潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第82号 敦賀市色浜地先鈴ヶ岩  
に設置した標柱

(ア) 基点第46号から真方位46度  
100メートルの点

(イ) (ア) から真方位337度  
420メートルの点

(ウ) (イ) から真方位225度100  
メートルの点

(2) 関係地区

敦賀市色浜

区画漁業権（素案）

公示番号 区第21号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 魚類小割式養殖業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

敦賀市色浜および浦底地先

ウ 漁場の区域

次の基点第450号、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および基点第85号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第83号 敦賀市浦底地先タテガミ鼻に設置した標柱

基点第85号 敦賀市浦底地先弁天岩に設置した標柱

基点第450号 敦賀市色浜地先墓の松に設置した標柱

基点第492号 敦賀市色浜地先ナンコノ鼻突端に設置した標柱

(ア) 基点第450号から真方位73度150メートルの点

(イ) 基点第492号から真方位73度150メートルの点

(ウ) 基点第83号から真方位23度190メートルの点

(エ) 基点第85号から真方位73度150メートルの点

(2) 関係地区

敦賀市色浜および浦底

公示番号 区第22号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 魚類・たこ類小割式養殖業、ならびに貝類垂下式養殖業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

三方郡美浜町丹生地先

ウ 漁場の区域

次の基点第101号と基点第106号とを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

ただし、基点第102号と基点第104号とを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第101号 三方郡美浜町丹生地先万灯場2号に設置した標柱

基点第102号 三方郡美浜町丹生地先万灯場1号に設置した標柱

基点第104号 三方郡美浜町丹生地先志比尻南端に設置した標柱

基点第106号 三方郡美浜町丹生地先護岸堤1号に設置した標柱

(2) 関係地区

三方郡美浜町丹生

区画漁業権（素案）

公示番号 区第23号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 藻類垂下式養殖

時期 10月1日から翌年4月30日  
まで

イ 漁場の位置

三方郡美浜町丹生地先

ウ 漁場の区域

次の点（ア）、（イ）、（ウ）、  
（エ）および（ア）の各点を順次に結ん  
だ線によって囲まれた区域

基点第99号 三方郡美浜町丹生地先  
おりずめに設置した標柱

基点第322号 三方郡美浜町丹生地  
先恵比須浜北寄に設置  
した標柱

（ア） 基点第322号から真方位14  
3度950メートルの点

（イ） 基点第99号から真方位133  
度600メートルの点

（ウ） 基点第99号から真方位154  
度900メートルの点

（エ） 基点第99号から真方位142  
度1,050メートルの点

(2) 関係地区

三方郡美浜町丹生

公示番号 区第25号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 魚類小割式養殖業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

三方郡美浜町日向地先

ウ 漁場の区域

次の点（ア）、（イ）、（ウ）、  
（エ）および（ア）の各点を順次に結ん  
だ線によって囲まれた区域

基点第549号 三方郡美浜町日向地  
先日向湖出入口に面す  
る旧日向漁業協同組合  
荷揚場突端に設置した標柱

（ア） 基点第549号から（オ）を見  
通す線上120メートルの点

（イ） （オ）から基点第549号を見  
通す線上130メートルの点

（ウ） （カ）から（キ）を見通す線上  
120メートルの点

（エ） （キ）から（カ）を見通す線上  
250メートルの点

（オ） 基点第549号から真方位  
250度の線と最大高潮時海岸  
線との交点（三方郡美浜町日向  
地先越坂山ふもと）

（カ） 基点第549号から真方位  
204度の線と最大高潮時海岸  
線との交点（三方郡美浜町日向  
地先崩獄突端）

（キ） （カ）から真方位76度の線と  
最大高潮時海岸線との交点（三方  
郡美浜町日向地先東地区端）

(2) 関係地区

三方郡美浜町日向

区画漁業権（素案）

公示番号 区第26号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 藻類垂下式養殖

時期 12月16日から翌年3月15日  
日まで

イ 漁場の位置

三方上中郡若狭町常神地先

ウ 漁場の区域

次の点（ア）、（イ）、（ウ）および  
基点第500号の各点を順次に結んだ線  
と御神島最大高潮時海岸線とによって囲  
まれた区域

基点第352号 三方上中郡若狭町常  
神地先コタワ崎に設置  
した標柱

基点第354号 三方上中郡若狭町常  
神地先トチ礁に設置し  
た標柱

基点第500号 三方上中郡若狭町常  
神地先御神島牛鼻に設  
置した標柱

(ア) 基点第354号から真方位26  
1度の線と御神島最大高潮時海岸  
線との交点（三方上中郡若狭町常  
神地先御神島南端）

(イ) 基点第354号から（ア）を見  
通す線上100メートルの点

(ウ) 基点第352号から基点第50  
0号を見通す線上50メートルの  
点

(2) 関係地区

三方上中郡若狭町常神

公示番号 区第27号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 藻類垂下式養殖

時期 10月1日から翌年4月30日  
まで

イ 漁場の位置

三方上中郡若狭町常神地先

ウ 漁場の区域

次の基点第356号、基点第142号、  
（ア）および基点第151号の各点を順  
次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによ  
って囲まれた区域

基点第142号 三方上中郡若狭町常  
神地先たこ岩に設置し  
た標柱

基点第151号 三方上中郡若狭町神  
子地先大的鼻さざえ礁  
に設置した標柱

基点第356号 三方上中郡若狭町常  
神と同町神子との境界  
ぐじの浜に設置した標  
柱

(ア) 基点第151号から真方位25  
9度400メートルの点

(2) 関係地区

三方上中郡若狭町常神

区画漁業権（素案）

公示番号 区第28号

(1) 免許の内容たるべき事項

- ア 漁業の種類、名称および時期  
種類 第1種区画漁業  
名称 魚類・たこ類小割式養殖業  
時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

三方上中郡若狭町常神地先

ウ 漁場の区域

次の点（ア）、（イ）、（ウ）および（エ）の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第144号 三方上中郡若狭町常神地先荒神崎に設置した標柱

基点第356号 三方上中郡若狭町常神と同町神子との境界ぐじの浜に設置した標柱

基点第357号 三方上中郡若狭町神子地先朝鮮島に設置した標柱

(ア) 基点第357号から真方位343度の線と最大高潮時海岸線との交点（三方上中郡若狭町常神地先常神のそてつ前浜）

(イ) (ア) から基点第357号を見通す線上200メートルの点

(ウ) 基点第144号から基点第356号を見通す線上200メートルの点

(エ) 基点第144号から真方位130度の線と最大高潮時海岸線との交点（三方上中郡若狭町常神地先下の山川左岸）

(2) 関係地区

三方上中郡若狭町常神

公示番号 区第30号

(1) 免許の内容たるべき事項

- ア 漁業の種類、名称および時期  
種類 第1種区画漁業  
名称 魚類・いか類・たこ類小割式養殖業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

三方上中郡若狭町常神地先

ウ 漁場の区域

次の点（ア）、（イ）および基点第356号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第144号 三方上中郡若狭町常神地先荒神崎に設置した標柱

基点第356号 三方上中郡若狭町常神と同町神子との境界ぐじの浜に設置した標柱

(ア) 基点第144号から真方位130度の線と最大高潮時海岸線との交点（三方上中郡若狭町常神地先下の山川左岸）

(イ) 基点第356号から基点第144号を見通す線上150メートルの点

(2) 関係地区

三方上中郡若狭町常神

区画漁業権（素案）

公示番号 区第31号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 藻類垂下式養殖

時期 10月1日から翌年4月30日  
まで

イ 漁場の位置

三方上中郡若狭町神子地先

ウ 漁場の区域

次の基点第151号、(ア)、(イ)  
および基点第153号の各点を順次に結  
んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲  
まれた区域

基点第151号 三方上中郡若狭町神  
子地先大鼻さざえ礁  
に設置した標柱

基点第153号 三方上中郡若狭町神  
子地先牛ヶ鼻に設置し  
た標柱

(ア) 基点第151号から真方位25  
9度400メートルの点

(イ) 基点第153号から真方位25  
2度600メートルの点

(2) 関係地区

三方上中郡若狭町神子

公示番号 区第32号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 魚類・いか類小割式養殖業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

三方上中郡若狭町神子地先

ウ 漁場の区域

次の基点第359号、(ア)、(イ)、  
(ウ)および(エ)の各点を順次に結ん  
だ線と最大高潮時海岸線とによって囲ま  
れた区域

基点第359号 三方上中郡若狭町神  
子地先防波堤突端に設  
置した標柱

基点第361号 三方上中郡若狭町神  
子地先小浜に設置した  
標柱

基点第550号 三方上中郡若狭町神  
子地先神子栈橋突端に  
設置した標柱

(ア) 基点第550号から真方位29  
5度170メートルの点

(イ) 基点第550号から真方位24  
0度170メートルの点

(ウ) 基点第361号から真方位35  
5度750メートルの点

(エ) 基点第361号から真方位  
355度の線と最大高潮時海岸線  
との交点（三方上中郡若狭町神子  
地先）

(2) 関係地区

三方上中郡若狭町神子

区画漁業権（素案）

公示番号 区第33号

(1) 許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 藻類垂下式養殖

時期 10月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置

三方上中郡若狭町神子地先

ウ 漁場の区域

次の基点第360号、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および基点第156号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

ただし、基点第360号、(カ)、(オ)および基点第420号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第156号 三方上中郡若狭町神子と同町小川との境界に設置した標柱

基点第358号 三方上中郡若狭町神子地先サザエ礁に設置した標柱

基点第359号 三方上中郡若狭町神子地先防波堤突端に設置した標柱

基点第360号 三方上中郡若狭町神子地先ボラ礁に設置した標柱

基点第361号 三方上中郡若狭町神子地先小浜に設置した標柱

基点第420号 三方上中郡若狭町神子地先波風崎に設置した標柱

(ア) 基点第360号から基点第

359号を見通す線上400メートルの点

(イ) 基点第361号から基点第

358号を見通す線上700メートルの点

(ウ) 基点第420号から真方位325度700メートルの点

(エ) 基点第156号から真方位286度250メートルの点

(オ) 基点第420号から真方位325度150メートルの点

(カ) 基点第360号から基点第359号を見通す線上150メートルの点

(2) 関係地区

三方上中郡若狭町神子

区画漁業権（素案）

公示番号 区第35号

(1) 免許の内容たるべき事項

- ア 漁業の種類、名称および時期  
種類 第1種区画漁業  
名称 魚類・いか類小割式養殖業  
時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

三方上中郡若狭町小川地先

ウ 漁場の区域

次の基点第161号、基点第372号  
および基点第158号の各点を順次に結  
んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲  
まれた区域

基点第158号 三方上中郡若狭町小  
川地先大戸岩横礁に設  
置した標柱

基点第161号 三方上中郡若狭町小  
川地先烏帽子礁に設置  
した標柱

基点第372号 三方上中郡若狭町小  
川地先黒グリに設置し  
た標柱

(2) 関係地区

三方上中郡若狭町小川

公示番号 区第36号

(1) 免許の内容たるべき事項

- ア 漁業の種類、名称および時期  
種類 第1種区画漁業  
名称 藻類垂下式養殖  
時期 10月1日から翌年4月30日  
まで

イ 漁場の位置

三方上中郡若狭町小川地先

ウ 漁場の区域

次の基点第161号、基点第372号、  
(ア)、(イ) および基点第162号の  
各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸  
線とによって囲まれた区域

基点第158号 三方上中郡若狭町小  
川地先大戸岩横礁に設  
置した標柱

基点第161号 三方上中郡若狭町小  
川地先烏帽子礁に設置  
した標柱

基点第162号 三方上中郡若狭町小  
川地先さざえ礁に設置  
した標柱

基点第372号 三方上中郡若狭町小  
川地先黒グリに設置し  
た標柱

(ア) 基点第158号から基点第37  
2号を見通す線上基点第

372号から400メートルの点

(イ) 基点第162号から真方位21  
4度800メートルの点

(2) 関係地区

三方上中郡若狭町小川

区画漁業権（素案）

公示番号 区第37号

(1) 免許の内容たるべき事項

- ア 漁業の種類、名称および時期  
種類 第1種区画漁業  
名称 魚類・いか類小割式養殖業  
時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

三方上中郡若狭町遊子地先

ウ 漁場の区域

次の点（ア）、（イ）、（ウ）、  
（エ）および（ア）の各点を順次に結ん  
だ線によって囲まれた区域

基点第461号 三方上中郡若狭町遊  
子地先中ノ神に設置し  
た標柱

基点第462号 三方上中郡若狭町遊  
子地先スサキに設置し  
た標柱

（ア） 基点第461号から基点第  
462号を見通す線上150メー  
トルの点

（イ） 基点第462号から基点第  
461号を見通す線上150メー  
トルの点

（ウ） 基点第461号から真方位13  
9度430メートルの点

（エ） 基点第461号から真方位11  
8度180メートルの点

(2) 関係地区

三方上中郡若狭町遊子

公示番号 区第38号

(1) 免許の内容たるべき事項

- ア 漁業の種類、名称および時期  
種類 第1種区画漁業  
名称 藻類垂下式養殖  
時期 10月1日から翌年4月30日  
まで

イ 漁場の位置

三方上中郡若狭町遊子および塩坂越地  
先

ウ 漁場の区域

次の点（ア）、（イ）、（ウ）、  
（エ）および（ア）の各点を順次に結ん  
だ線によって囲まれた区域

基点第165号 三方上中郡若狭町塩  
坂越地先三ツ礁に設置  
した標柱

基点第462号 三方上中郡若狭町遊  
子地先スサキに設置し  
た標柱

（ア） 基点第462号から真方位30  
0度110メートルの点

（イ） 基点第462号から真方位27  
8度400メートルの点

（ウ） 基点第165号から真方位27  
8度400メートルの点

（エ） 基点第165号から真方位27  
8度100メートルの点

(2) 関係地区

三方上中郡若狭町遊子および塩坂越

区画漁業権（素案）

公示番号 区第50号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 魚類小割式養殖業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

三方上中郡若狭町塩坂越地先

ウ 漁場の区域

次の基点第553号と（ア）とを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第166号 三方上中郡若狭町塩坂越地先九太郎礁に設置した標柱

基点第553号 三方上中郡若狭町塩坂越地先綱かけ岩に設置した標柱

（ア） 基点第166号から真方位110度の線と最大高潮時海岸線との交点（三方上中郡若狭町塩坂越地先いちもどり）

(2) 関係地区

三方上中郡若狭町塩坂越

公示番号 区第51号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 藻類垂下式養殖

時期 10月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置

三方上中郡若狭町塩坂越地先

ウ 漁場の区域

次の点（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）および（ア）の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第166号 三方上中郡若狭町塩坂越地先九太郎礁に設置した標柱

基点第362号 三方上中郡若狭町塩坂越地先枕の鼻に設置した標柱

（ア） 基点第166号から真方位115度210メートルの点

（イ） 基点第166号から真方位205度210メートルの点

（ウ） 基点第362号から真方位295度210メートルの点

（エ） 基点第362号から真方位25度210メートルの点

(2) 関係地区

三方上中郡若狭町塩坂越

区画漁業権（素案）

公示番号 区第52号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 魚類小割式養殖業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

三方上中郡若狭町世久見地先

ウ 漁場の区域

次の基点第501号、(ア)、(イ)および基点第554号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第366号 三方上中郡若狭町世久見地先魚見に設置した標柱

基点第501号 三方上中郡若狭町世久見地先大ゴラ礁に設置した標柱

基点第554号 三方上中郡若狭町世久見地先世久見漁港西防波堤旧突端に設置した標柱

基点第555号 三方上中郡若狭町世久見地先大山越礁に設置した標柱

(ア) 基点第366号から基点第501号を見通す線上300メートルの点

(イ) 基点第555号から基点第554号を見通す線上150メートルの点

(2) 関係地区

三方上中郡若狭町世久見

公示番号 区第53号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 藻類垂下式養殖

時期 10月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置

三方上中郡若狭町世久見地先

ウ 漁場の区域

次の基点第515号、(ア)、(イ)、(ウ)、基点第503号および基点第515号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第369号 三方上中郡若狭町世久見地先窓グリに設置した標柱

基点第503号 三方上中郡若狭町世久見地先箱先に設置した標柱

基点第515号 三方上中郡若狭町世久見地先ボラグリに設置した標柱

基点第516号 三方上中郡若狭町世久見地先コドメに設置した標柱

(ア) 基点第515号から真方位308度700メートルの点

(イ) 基点第503号から基点第369号を見通す線上650メートルの点

(ウ) 基点第503号から基点第516号を見通す線上300メートルの点

(2) 関係地区

三方上中郡若狭町世久見

区画漁業権（素案）

公示番号 区第55号

(1) 免許の内容たるべき事項

- ア 漁業の種類、名称および時期  
種類 第1種区画漁業  
名称 魚類・たこ類・いか類小割式養殖業ならびに貝類垂下式養殖業  
時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

三方上中郡若狭町世久見地先

ウ 漁場の区域

次の基点第516号、(ア)および基点第369号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第369号 三方上中郡若狭町世久見地先窓グリに設置した標柱

基点第503号 三方上中郡若狭町世久見地先箱先に設置した標柱

基点第516号 三方上中郡若狭町世久見地先コドメに設置した標柱

(ア) 基点第516号から基点第503号を見通す線上100メートルの点

(2) 関係地区

三方上中郡若狭町世久見

公示番号 区第56号

(1) 免許の内容たるべき事項

- ア 漁業の種類、名称および時期  
種類 第1種区画漁業  
名称 藻類垂下式養殖  
時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

小浜市田鳥地先

ウ 漁場の区域

次の点(ア)、(イ)および基点第518号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

ただし、基点第423号と基点第517号とを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第175号 小浜市田鳥と同市矢代との境界名湖崎茨礁に設置した標柱

基点第423号 小浜市田鳥地先須ノ浦崎に設置した標柱

基点第463号 小浜市田鳥地先ゆるぎに設置した標柱

基点第517号 小浜市田鳥地先かいふかに設置した標柱

基点第518号 小浜市田鳥地先明神鼻に設置した標柱

(ア) 基点第463号から真方位140度の線と最大高潮時海岸線との交点(小浜市田鳥地先しまのこし)

(イ) (ア)から基点第175号を見通す線上450メートルの点

(2) 関係地区

小浜市田鳥

区画漁業権（素案）

公示番号 区第57号

(1) 免許の内容たるべき事項

- ア 漁業の種類、名称および時期  
種類 第1種区画漁業  
名称 魚類・いか類・たこ類小割式養殖業ならび貝類垂下式養殖  
時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

小浜市田島地先

ウ 漁場の区域

次の基点第518号、(ア)および基点第562号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第518号 小浜市田島地先明神鼻に設置した標柱

基点第464号 小浜市田島地先赤礁に設置した標柱

基点第562号 小浜市田島地先一本松に設置した標柱

(ア) 基点第518号から基点第464号を見通す線上200メートルの点

(2) 関係地区

小浜市田島

公示番号 区第58号

(1) 免許の内容たるべき事項

- ア 漁業の種類、名称および時期  
種類 第1種区画漁業  
名称 藻類垂下式養殖  
時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

小浜市田島地先

ウ 漁場の区域

次の基点第464号、(ア)、(イ)および基点第175号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第175号 小浜市田島と同市矢代との境界名湖崎茨礁に設置した標柱

基点第463号 小浜市田島地先ゆるぎに設置した標柱

基点第464号 小浜市田島地先赤礁に設置した標柱

基点第518号 小浜市田島地先明神鼻に設置した標柱

(ア) 基点第464号から基点第518号を見通す線上500メートルの点

(イ) 基点第175号から(ウ)を見通す線上800メートルの点

(ウ) 基点第463号から真方位140度の線と最大高潮時海岸線との交点（小浜市田島地先しまのこし）

(2) 関係地区

小浜市田島

区画漁業権（素案）

公示番号 区第60号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 藻類垂下式養殖

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

小浜市矢代地先

ウ 漁場の区域

次の点（ア）、（イ）、（ウ）、  
（エ）および（ア）の各点を順次に結ん  
だ線によって囲まれた区域

基点第570号 小浜市矢代地先赤石  
に設置した標柱

基点第571号 小浜市矢代地先黒礁  
に設置した標柱

基点第572号 小浜市矢代地先矢代  
崎に設置した標柱

（ア） 基点第572号から真方位  
337度510メートルの点

（イ） 基点第571号から真方位93  
度355メートルの点

（ウ） 基点第570号から真方位  
243度180メートルの点

（エ） 基点第570号から真方位  
315度1,000メートルの点

(2) 関係地区

小浜市矢代

公示番号 区第61号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 魚類・いか類・たこ類小割式養  
殖ならびにうに類垂下式養殖

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

小浜市矢代地先

ウ 漁場の区域

次の点（ア）、（イ）、（ウ）、  
（エ）および（ア）の各点を順次に結ん  
だ線によって囲まれた区域

基点第570号 小浜市矢代地先赤石  
に設置した標柱

基点第571号 小浜市矢代地先黒礁  
に設置した標柱

基点第573号 小浜市矢代地先黒鼻  
に設置した標柱

基点第574号 小浜市矢代地先土礁  
に設置した標柱

（ア） 基点第573号から基点第57  
4号を見通す線上 60メートル  
の点

（イ） 基点第573号から基点第57  
4号を見通す線上120メートル  
の点

（ウ） 基点第571号から基点第57  
0号を見通す線上200メートル  
の点

（エ） 基点第571号から基点第57  
0号を見通す線上80メートルの  
点

(2) 関係地区

小浜市矢代

区画漁業権（素案）

公示番号 区第62号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 藻類垂下式養殖

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

小浜市志積地先

ウ 漁場の区域

次の基点第481号、(ア)、(イ)および基点第290号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、(ウ)と(エ)とを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第290号 小浜市犬熊と同市志積との境界に設置した標柱

基点第481号 小浜市矢代と同市志積との境界黒岩に設置した標柱

(ア) 基点第481号から真方位320度600メートルの点

(イ) 基点第290号から真方位0度600メートルの点

(ウ) 基点第290号から真方位127度の線と最大高潮時海岸線との交点（小浜市志積地先芽干の鼻）

(エ) (ウ) から真方位274度の線と最大高潮時海岸線との交点（小浜市志積地先甚三郎鼻）

(2) 関係地区

小浜市志積

公示番号 区第63号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 藻類垂下式養殖

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

小浜市犬熊地先

ウ 漁場の区域

次の基点第290号、(ア)および基点第373号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第290号 小浜市犬熊と同市志積の境界に設置した標柱

基点第373号 小浜市犬熊と同市阿納との境界に設置した標柱

(ア) 基点第290号から真方位0度の線と基点第373号から真方位66度の線との交点

(2) 関係地区

小浜市犬熊

区画漁業権（素案）

公示番号 区第65号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 魚類小割式養殖業

時期 1月1日から翌年12月31日まで

イ 漁場の位置

小浜市犬熊地先

ウ 漁場の区域

次の基点第290号、(ア)および基点第373号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第290号 小浜市犬熊と同市志積の境界に設置した標柱

基点第373号 小浜市犬熊と同市阿納との境界に設置した標柱

(ア) 基点第290号から真方位0度の線と基点第373号から真方位66度の線との交点

(2) 関係地区

小浜市犬熊

公示番号 区第66号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 魚類・いか類小割式養殖業ならびに貝類垂下式養殖業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

小浜市阿納地先

ウ 漁場の区域

次の点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)および(ア)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第373号 小浜市犬熊と同市阿納との境界に設置した標柱

基点第375号 小浜市阿納と同市西小川との境界に設置した標柱

(ア) 基点第373号から真方位66度100メートルの点

(イ) 基点第373号から真方位66度450メートルの点

(ウ) 基点第375号から真方位63度450メートルの点

(エ) 基点第375号から真方位63度250メートルの点

(オ) 基点第375号から真方位208度310メートルの点

(2) 関係地区

小浜市阿納

区画漁業権（素案）

公示番号 区第67号

(1) 免許の内容たるべき事項

- ア 漁業の種類、名称および時期  
種類 第1種区画漁業  
名称 魚類・たこ類小割式養殖業なら  
びに貝類垂下式養殖  
時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

小浜市西小川地先

ウ 漁場の区域

次の基点第563号、(ア)、(イ)  
(ウ)、(エ)および基点第415号の  
各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸  
線とによって囲まれた区域。

基点第376号 小浜市加尾地先ガリ  
グリの鼻に設置した標柱

基点第415号 小浜市西小川と市加  
尾との境界に設置した標  
柱

基点第519号 小浜市西小川地先よも  
だけに設置した標柱

基点第557号 小浜市加尾地先雀礁に  
設置した標柱

基点第563号 小浜市西小川地先みは  
げの鼻に設置した標柱

(ア) 基点第563号から真方位  
200度106メートルの点

(イ) 基点519号から真方位291  
度325メートルの点

(ウ) 基点第557号から真方位48  
度153メートルの点

(エ) 基点第376号から基点519  
号を見通す線上160メートルの  
点

(2) 関係地区

小浜市西小川

公示番号 区第68号

(1) 免許の内容たるべき事項

- ア 漁業の種類、名称および時期  
種類 第1種区画漁業  
名称 藻類垂下式養殖  
時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

小浜市西小川地先

ウ 漁場の区域

次の点(ア)、(イ)、(ウ)、  
(エ)および(ア)の各点を順次に結ん  
だ線によって囲まれた区域

基点第414号 小浜市西小川地先男  
礁に設置した標柱

基点第415号 小浜市西小川と市  
加尾との境界に設置し  
た標柱

基点第519号 小浜市西小川地先よ  
もだけに設置した標柱

基点第557号 小浜市加尾地先雀礁  
に設置した標柱

(ア) (エ)から基点第415号を見  
通す線上210メートルの点

(イ) (ウ)ら基点第519号を見通  
す線上325メートルの点

(ウ) 基点第414号から基点第55  
7号を見通す線上150メートル  
の点

(エ) 基点第557号から基点第41  
4号を見通す線上150メートル  
の点

(2) 関係地区

小浜市西小川

区画漁業権（素案）

公示番号 区第70号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 藻類垂下式養殖

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

小浜市加尾地先

ウ 漁場の区域

次の基点第376号と基点第377号とを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第376号 小浜市加尾地先ガリ  
グリの鼻に設置した標柱

基点第377号 小浜市加尾地先タカ  
ダケに設置した標柱

(2) 関係地区

小浜市加尾

公示番号 区第71号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 魚類・たこ類小割式養殖業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

小浜市宇久地先

ウ 漁場の区域

次の点（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）および（ア）の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第414号 小浜市西小川地先男礁  
に設置した標柱

基点第557号 小浜市加尾地先雀礁に  
設置した標柱

(ア) 基点第414号から真方位234度  
50分872メートルの点

(イ) 基点第557号から真方位281度  
675メートルの点

(ウ) 基点第557号から真方位279度  
763メートルの点

(エ) 基点第414号から真方位237号  
962メートルの点

(2) 関係地区

小浜市宇久

区画漁業権（素案）

公示番号 区第72号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 藻類垂下式養殖

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

小浜市泊地先

ウ 漁場の区域

次の基点第520号、(ア)、(イ)、(ウ)および(エ)の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第520号 小浜市泊地先くらぎきに設置した標柱

基点第521号 小浜市泊地先おこべ岩に設置した標柱

(ア) 基点第520号から真方位183度100メートルの点

(イ) 基点第521号から真方位183度300メートルの点

(ウ) 基点第521号から真方位183度100メートルの点

(エ) 基点第521号から真方位261度の線と最大高潮時海岸線との交点（小浜市泊地先あんじゃ）

(2) 関係地区

小浜市泊

公示番号 区第73号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 貝類垂下式養殖業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

小浜市仏谷地先

ウ 漁場の区域

次の基点第192号、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および基点第194号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第192号 小浜市仏谷地先出鼻に設置した標柱

基点第193号 小浜市仏谷地先児島東端に設置した標柱

基点第194号 小浜市仏谷と同市若狭との境界かい岩に設置した標柱

基点第201号 小浜市甲ヶ崎と同市福谷との境界に設置した標柱

基点第202号 小浜市福谷地先松福寺無縁塔に設置した標柱

(ア) 基点第192号から真方位236度の線と最大高潮時海岸線との交点（小浜市仏谷地先小汐津の鼻）

(イ) (ア)から真方位168度170メートルの点

(ウ) 基点第193号から基点第202号を見通す線上200メートルの点

(エ) 基点第201号から基点第194号を見通す線上800メートルの点

(2) 関係地区

小浜市仏谷

区画漁業権（素案）

公示番号 区第75号

（1）免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 貝類垂下式養殖業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

小浜市若狭地先

ウ 漁場の区域

次の基点第194号、（ア）および基点第1016号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第194号 小浜市仏谷と同市若狭との境界かい岩に設置した標柱

基点第201号 小浜市甲ヶ崎と同市福谷との境界に設置した標柱

基点第1016号 小浜市若狭船揚場南端に設置した標柱

（ア） 基点第194号から基点第201号を見通す線上400メートルの点

（2）関係地区

小浜市若狭および甲ヶ崎

区画漁業権（素案）

公示番号 区第76号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 貝類垂下式養殖業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

小浜市若狭地先

ウ 漁場の区域

次の基点第1016号、(ア)および基点第196号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第194号 小浜市仏谷と同市若狭との境界かい岩に設置した標柱

基点第196号 小浜市若狭地先ナカノハネに設置した標柱

基点第201号 小浜市甲ケ崎と同市福谷との境界に設置した標柱

基点第1016号 小浜市若狭船揚場南端に設置した標柱

(ア) 基点第194号から基点第201号を見通す線上400メートルの点

(2) 関係地区

小浜市若狭および甲ケ崎

公示番号 区第77号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 貝類垂下式養殖業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

小浜市甲ケ崎地先

ウ 漁場の区域

次の基点第198号と基点第199号とを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

ただし、(ア)、(イ)および(ウ)の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第198号 小浜市若狭地先志の熊の鼻に設置した標柱

基点第199号 小浜市甲ケ崎地先野の鼻に設置した標柱

(ア) (イ) から真方位172度の線と最大高潮時海岸線との交点（小浜市阿納尻地先イルカヤ）

(イ) 基点第199号から真方位56度の線と最大高潮時海岸線との交点（小浜市阿納尻地先高屋川口）

(ウ) (イ) から真方位270度の線と最大高潮時海岸線との交点（小浜市阿納尻地先鳥越北端）

(2) 関係地区

小浜市若狭および甲ケ崎

区画漁業権（素案）

公示番号 区第78号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 貝類垂下式養殖業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

小浜市福谷地先

ウ 漁場の区域

次の点（ア）、（イ）、（ウ）、  
（エ）および（ア）の各点を順次に結ん  
だ線によって囲まれた区域

基点第193号 小浜市仏谷地先児島  
東端に設置した標柱

基点第194号 小浜市仏谷と同市若  
狭との境界かい岩に設  
置した標柱

基点第201号 小浜市甲ヶ崎と同市  
福谷との境界に設置し  
た標柱

基点第202号 小浜市福谷地先松福  
寺無縁塔に設置した標  
柱

(ア) 基点第201号から基点第19  
4号を見通す線上400メートル  
の点

(イ) 基点第201号から基点第19  
4号を見通す線上800メートル  
の点

(ウ) 基点第193号から基点第20  
2号を見通す線上250メートル  
の点

(エ) 基点第202号から基点第1  
93号を見通す線上600メー  
トルの点

(2) 関係地区

小浜市小松原、新小松原、下竹原、福  
谷、羽賀および水取

公示番号 区第80号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 藻類垂下式養殖

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

小浜市青井地先

ウ 漁場の区域

次の点（ア）、（イ）、（ウ）、  
（エ）および（ア）の各点を順次に結ん  
だ線によって囲まれた区域

基点第385号 小浜市青井地先青井  
崎突端に設置した標柱

(ア) 基点第385号から真方位30  
5度100メートルの点

(イ) 基点第385号から真方位30  
5度500メートルの点

(ウ) (イ) から真方位215度30  
0メートルの点

(エ) (ア) から真方位215度30  
0メートルの点

(2) 関係地区

小浜市小松原、下竹原、新小松原、福  
谷、北塩屋、山王前、松ヶ崎、湊、堀屋  
敷、羽賀、水取および一番町

区画漁業権（素案）

公示番号 区第81号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 たこ類小割式養殖業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

小浜市岡津地先

ウ 漁場の区域

次の点（ア）、（イ）、（ウ）および  
基点第211号の各点を順次に結んだ線  
と最大高潮時海岸線とによって囲まれた  
区域

基点第211号 小浜市岡津地先川尻  
鼻に設置した標柱

(ア) 基点第211号から真方位24  
度の線と最大高潮時海岸線との交  
点（小浜市岡津地先魚鱗の鼻）

(イ) (ア) から真方位308度20  
0メートルの点

(ウ) 基点第211号から真方位30  
8度200メートルの点

(2) 関係地区

小浜市東勢、西勢、飯盛、加斗、鯉川  
および岡津

公示番号 区第82号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 藻類垂下式養殖

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

小浜市堅海地先

ウ 漁場の区域

次の点（ア）、（イ）、（ウ）、  
（エ）を順次に結んだ線によって囲まれ  
た区域

(ア) 北緯35度32分37.20秒、  
東経135度42分99.64秒

(イ) 北緯35度32分35.90秒、  
東経135度42分96.03秒

(ウ) 北緯35度32分30.87秒、  
東経135度42分98.74秒

(エ) 北緯35度32分32.23秒、  
東経135度43分02.68秒

(2) 関係地区

小浜市東勢、西勢、飯盛、加斗、鯉川  
および岡津

区画漁業権（素案）

公示番号 区第83号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 貝類垂下式養殖業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

大飯郡おおい町長井および尾内地先

ウ 漁場の区域

次の点（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）、（オ）、（カ）および（ア）の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第213号 大飯郡おおい町長井と同町尾内との境界鉢ヶ崎に設置した標柱

基点第311号 大飯郡おおい町本郷地先佐分利川左岸に設置した標柱

基点第434号 大飯郡おおい町犬見地先葉ヶ崎に設置した標柱

(ア) 基点第213号から真方位4度560メートルの点

(イ) 基点第434号から真方位138度870メートルの点

(ウ) 基点第434号から真方位155度750メートルの点

(エ) 基点第311号から真方位37度690メートルの点

(オ) 基点第311号から真方位37度570メートルの点

(カ) 基点第213号から真方位338度580メートルの点

(2) 関係地区

大飯郡おおい町大島および犬見

公示番号 区第85号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 貝類垂下式養殖業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

大飯郡おおい町小堀地先

ウ 漁場の区域

次の基点第433号、（ア）、（イ）および基点第215号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第214号 大飯郡おおい町本郷地先北山に設置した標柱

基点第215号 大飯郡おおい町小堀と同郡高浜町和田との境界に設置した標柱

基点第216号 大飯郡高浜町和田地先和田鼻に設置した標柱

基点第222号 大飯郡おおい町犬見と同郡高浜町和田との境界赤崎に設置した標柱

基点第433号 大飯郡おおい町小堀地先小堀川に設置した標柱

(ア) 基点第214号と基点第216号とを結ぶ線と基点第433号と（ウ）とを結ぶ線との交点

(イ) 基点第214号と基点第216号を結ぶ線と基点第215号と基点第222号とを結ぶ線との交点

(ウ) 基点第433号から真方位6度の線と最大高潮時海岸線との交点（大飯郡おおい町犬見地先小赤崎）

(2) 関係地区

大飯郡おおい町犬見

区画漁業権（素案）

公示番号 区第86号

（1）免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 魚類・いか類小割式養殖業および貝類垂下式養殖

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

大飯郡おおい町大島地先

ウ 漁場の区域

次の点（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）および（ア）の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第527号 大飯郡おおい町大島地先冠者島北端に設置した標柱

（ア） 基点第527号から真方位23度270メートルの点

（イ） 基点第527号から真方位353度500メートルの点

（ウ） 基点第527号から真方位302度600メートルの点

（エ） 基点第527号から真方位269度270メートルの点

（2）関係地区

大飯郡おおい町大島

区画漁業権（素案）

公示番号 区第87号

(1) 免許の内容たるべき事項

- ア 漁業の種類、名称および時期  
種類 第1種区画漁業  
名称 藻類垂下式養殖  
時期 10月1日から翌年4月30日  
まで

イ 漁場の位置  
大飯郡おおい町大島地先

ウ 漁場の区域  
次の点（ア）、（イ）、（ウ）、  
（エ）および（ア）の各点を順次に結んだ  
線によって囲まれた区域

基点第528号 大飯郡おおい町大島  
地先赤礁崎に設置した  
標柱

基点第529号 大飯郡おおい町大島  
地先押崎に設置した標  
柱

- (ア) 基点第528号から真方位83  
度300メートルの点  
(イ) 基点第529号から真方位83  
度300メートルの点  
(ウ) 基点第529号から真方位83  
度100メートルの点  
(エ) 基点第528号から真方位83  
度100メートルの点

(2) 関係地区

大飯郡おおい町大島

公示番号 区第88号

(1) 免許の内容たるべき事項

- ア 漁業の種類、名称および時期  
種類 第一種区画漁業  
名称 魚類小割式養殖業および貝類垂下  
式養殖  
時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置  
大飯郡おおい町大島地先

ウ 漁場の区域  
次の点（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）  
および（ア）の各点を順次に結んだ線によ  
って囲まれた区域。

基点第527号 大飯郡おおい町大島地先  
冠者島北端に設置した標柱

(ア) 基点第527号から真方位23度  
270メートルの点

(イ) 基点第527号から真方位3度  
373メートルの点

(ウ) 基点527号から真方位288度  
377メートルの点

(エ) 基点第527号から真方位269度  
270メートルの点

(2) 関係地区  
おおい町大島

区画漁業権（素案）

公示番号 区第100号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第一種区画漁業

名称 魚類小割式養殖業および貝類

垂下式養殖

時期 1月1日から12月31日まで

で

イ 漁場の位置

大飯郡おおい町大島地先

ウ 漁場の区域

次の点（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）

および（ア）の各点を順次に結ん

だ線によって囲まれた区域。

基点第527号 大飯郡おおい町大島地先

冠者島北端に設置した標柱

(ア) 基点第527号から真方位63度

307メートルの点

(イ) 基点第527号から真方位178度

340メートルの点

(ウ) 基点527号から真方位154度

732メートルの点

(エ) 基点第527号から真方位107度

618メートルの点

(2) 関係地区

おおい町大島

公示番号 区第101号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第一種区画漁業

名称 貝類垂下式養殖業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

大飯郡高浜町車持地先

ウ 漁場の区域

次の基点第215号、（ア）および基点第216号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第214号 大飯郡おおい町本郷地先北山に設置した標柱

基点第215号 大飯郡おおい町小堀地先小堀と同郡高浜町車持との境界に設置した標柱

基点第216号 大飯郡高浜町車持地先和田鼻に設置した標柱

基点第222号 大飯郡おおい町と同郡高浜町との境界赤崎に設置した標柱

(ア) 基点第214号と基点第216号とを結ぶ線と基点第215号と基点第222号とを結ぶ線との交点

(2) 関係地区

大飯郡高浜町和田

区画漁業権（素案）

公示番号 区第102号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 魚類小割式養殖業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

大飯郡高浜町小黑飯地先

ウ 漁場の区域

次の点（ア）、（イ）、（ウ）、  
（エ）および（ア）の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第254号 大飯郡高浜町小黑飯  
地先南脇に設置した標  
柱

基点第575号 大飯郡高浜町小黑飯  
地先小黑飯漁港防波堤  
旧突端に設置した標柱

（ア） 基点第254号から真方位37  
度200メートルの点

（イ） 基点第254号から真方位17  
度190メートルの点

（ウ） 基点第575号から真方位19  
5度130メートルの点

（エ） 基点第575号から真方位16  
8度150メートルの点

(2) 関係地区

大飯郡高浜町小黑飯

公示番号 区第103号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 魚類小割式養殖業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

大飯郡高浜町音海地先

ウ 漁場の区域

次の基点第558号、（ア）、（イ）  
および（ウ）の各点を順次に結んだ線と  
最大高潮時海岸線とによって囲まれた区  
域

基点第558号 大飯郡高浜町音海地  
先帯ヶ崎防波堤基部に  
設置した標柱

（ア） 基点第558号から真方位24  
1度200メートルの点

（イ） 基点第558号から真方位10  
1度510メートルの点

（ウ） （イ）から真方位357度の線  
と最大高潮時海岸線との交点

(2) 関係地区

大飯郡高浜町音海

区画漁業権（素案）

公示番号 区第105号

(1) 免許の内容たるべき事項

- ア 漁業の種類、名称および時期  
種類 第1種区画漁業  
名称 魚類小割式養殖業ならびに貝類  
垂下式養殖業  
時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

大飯郡高浜町神野浦地先

ウ 漁場の区域

次の点（ア）、（イ）、（ウ）、  
（エ）および（ア）の各点を順次に結ん  
だ線によって囲まれた区域

基点第275号 大飯郡高浜町神野浦  
地先城浦に設置した標  
柱

- (ア) 基点第275号から真方位33  
0度260メートルの点  
(イ) 基点第275号から真方位31  
9度325メートルの点  
(ウ) 基点第275号から真方位28  
0度268メートルの点  
(エ) 基点第275号から真方位27  
6度180メートルの点

(2) 関係地区

大飯郡高浜町神野浦

公示番号 区第106号

(1) 免許の内容たるべき事項

- ア 漁業の種類、名称および時期  
種類 第1種区画漁業  
名称 魚類小割式養殖業ならびに貝類  
垂下式養殖業  
時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

大飯郡高浜町日引地先

ウ 漁場の区域

次の点（ア）、（イ）、（ウ）、  
（エ）、（オ）、（カ）および（ア）の  
各点を順次に結んだ線によって囲まれた  
区域

基点第417号 大飯郡高浜町日引地  
先取崎鼻に設置した標  
柱

基点第418号 大飯郡高浜町日引地  
先恵良鼻に設置した標  
柱

- (ア) 基点第418号から真方位15  
0度400メートルの点  
(イ) 基点第418号から真方位17  
2度70メートルの点  
(ウ) 基点第417号から真方位34  
3度170メートルの点  
(エ) 基点第417号から真方位10  
9度115メートルの点  
(オ) 基点第417号から真方位19  
4度260メートルの点  
(カ) 基点第417号から真方位16  
3度420メートルの点

(2) 関係地区

大飯郡高浜町日引

区画漁業権（素案）

公示番号 区第107号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 藻類垂下式養殖

時期 10月1日から翌年4月30日  
まで

イ 漁場の位置

大飯郡高浜町上瀬地先

ウ 漁場の区域

次の基点第399号、(ア)、(イ)、  
基点第400号および基点第399号の  
各点を順次に結んだ線によって囲まれた  
区域

基点第266号 大飯郡高浜町音海地  
先帯ヶ崎に設置した標  
柱

基点第398号 大飯郡高浜町音海地  
先道路ヶ鼻に設置した  
標柱

基点第399号 大飯郡高浜町上瀬地  
先赤崎に設置した標柱

基点第400号 大飯郡高浜町上瀬地  
先秀ヶ崎に設置した標  
柱

(ア) 基点第399号から基点第26  
6号を見通す線上250メートル  
の点

(イ) 基点第400号から基点第39  
8号を見通す線上250メートル  
の点

(2) 関係地区

大飯郡高浜町上瀬

公示番号 区第108号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 魚類小割式養殖業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

大飯郡高浜町上瀬地先

ウ 漁場の区域

次の点(ア)、(イ)、(ウ)、  
(エ)および(ア)の各点を順次に結ん  
だ線によって囲まれた区域

基点第399号 大飯郡高浜町上瀬地  
先赤崎に設置した標柱

基点第400号 大飯郡高浜町上瀬地  
先秀ヶ崎に設置した標  
柱

(ア) 基点第400号から基点第39  
9号を見通す線上300メー  
トルの点

(イ) 基点第400号から基点第39  
9号を見通す線上100メー  
トルの点

(ウ) 基点第400号から真方位25  
5度160メートルの点

(エ) 基点第400号から真方位22  
7度330メートルの点

(2) 関係地区

大飯郡高浜町上瀬

区画漁業権（素案）

区画漁業（真珠養殖業、網仕切り式養殖業）

公示番号 区第200号

1 免許予定日

令和5年9月1日

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 真珠養殖業

時期 1月1日から12月31日まで

2 存続期間

令和5年9月1日から令和15年8月  
31日

イ 漁場の位置

小浜市甲ヶ崎地先

3 個別漁業権又は団体漁業権の別

個別漁業権

ウ 漁場の区域

次の基点第196号、（ア）、（イ）、  
（ウ）、（エ）、（オ）および基点第19  
8号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時  
海岸線とによって囲まれた区域

基点第194号 小浜市若狭と同市仏  
谷との境界に設置した  
標柱

基点第195号 小浜市若狭地先オノ  
前に設置した標柱

基点第196号 小浜市若狭地先ナカ  
ノハネに設置した標柱

基点第197号 小浜市若狭地先絵名  
郷鼻に設置した標柱

基点第198号 小浜市若狭地先志の  
熊の鼻に設置した標柱

基点第199号 小浜市甲ヶ崎地先野  
の鼻に設置した標柱

基点第200号 小浜市甲ヶ崎地先の  
場に設置した標柱

基点第201号 小浜市甲ヶ崎と同市  
福谷との境界に設置し  
た標柱

基点第381号 小浜市甲ヶ崎地先四  
ツ辻下に設置した標柱

(ア) 基点第194号から基点第20  
1号を見通す線上400メートル  
の点

(イ) 基点第201号から基点第19  
4号を見通す線上150メートル  
の点

4 免許の内容たるべき事項および条件

区画漁業権（素案）

- (ウ) 基点第381号から基点第195号を見通す線上150メートルの点
- (エ) 基点第197号から基点第200号を見通す線上180メートルの点
- (オ) 基点第198号から基点第199号を見通す線上300メートルの点
- (2) 条件  
いかだ敷設等については、別途指令する指示に従わなければならない。
- 公示番号 区第201号
- (1) 免許の内容たるべき事項
- ア 漁業の種類、名称および時期  
種類 第1種区画漁業  
名称 真珠養殖業  
時期 1月1日から12月31日まで
- イ 漁場の位置  
小浜市甲ヶ崎地先
- ウ 漁場の区域  
次の基点第199号、(ア)、(イ)、(ウ)と基点第381号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点第195号 小浜市若狭地先オノ前に設置した標柱
- 基点第197号 小浜市若狭地先絵名郷鼻に設置した標柱
- 基点第198号 小浜市若狭地先志の熊の鼻に設置した標柱
- 基点第199号 小浜市甲ヶ崎地先野の鼻に設置した標柱
- 基点第200号 小浜市甲ヶ崎地先的場に設置した標柱
- 基点第381号 小浜市甲ヶ崎地先四ツ辻下に設置した標柱
- (ア) 基点第199号から基点第198号を見通す線上130メートルの点
- (イ) 基点第200号から基点第197号を見通す線上100メートルの点
- (ウ) 基点第381号から基点第195号を見通す線上100メートルの点
- (2) 条件  
いかだ敷設等については、別途指令する指示に従わなければならない。

区画漁業権（素案）

公示番号 区第202号

（1）免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 真珠養殖業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

大飯郡おおい町小堀地先

ウ 漁場の区域

次の基点第214号、（ア）および基点第433号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第214号 大飯郡おおい町本郷地先北山に設置した標柱

基点第216号 大飯郡高浜町車持地先和田鼻に設置した標柱

基点第433号 大飯郡おおい町小堀地先小堀川に設置した標柱

（ア） 基点第214号と基点第216号とを結ぶ線と基点第433号と大飯郡おおい町犬見地先小赤崎とを結ぶ線との交点

（2）条件

いかだ敷設等については、別途指令する指示に従わなければならない。

区画漁業権（素案）

公示番号 区第203号

免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第2種区画漁業

名称 魚類養殖業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

大飯郡高浜町車持地先

ウ 漁場の区域

次の基点第215号、（ア）および基点第216号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第214号 大飯郡おおい町本郷  
地先北山に設置した標柱

基点第215号 大飯郡おおい町小堀  
地先小堀と同郡高浜町  
車持との境界に設置した標柱

基点第216号 大飯郡高浜町車持地  
先和田鼻に設置した標柱

基点第222号 大飯郡おおい町と同  
郡高浜町との境界赤崎  
に設置した標柱

（ア） 基点第214号と基点第216号とを結ぶ線と基点第215号と基点第222号とを結ぶ線との交点

区画漁業権（素案）

公示番号 区第205号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 真珠養殖業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

大飯郡おおい町犬見地先

ウ 漁場の区域

次の基点第222号、(ア) および基点第223号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第222号 大飯郡おおい町と同郡高浜町との境界赤崎に設置した標柱

基点第223号 大飯郡おおい町犬見地先つぼに設置した標柱

基点第225号 大飯郡おおい町犬見地先青柳に設置した標柱

(ア) 基点第222号と基点第225号とを結ぶ線と基点第223号から真方位193度の線との交点

(2) 条件

いかだ敷設等については、別途指令する指示に従わなければならない。

公示番号 区第206号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 真珠養殖業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

大飯郡おおい町犬見地先

ウ 漁場の区域

次の基点第223号、(ア)、(イ) および基点第224号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第214号 大飯郡おおい町本郷地先北山に設置した標柱

基点第222号 大飯郡おおい町と同郡高浜町との境界赤崎に設置した標柱

基点第223号 大飯郡おおい町犬見地先つぼに設置した標柱

基点第224号 大飯郡おおい町犬見地先犬見栈橋に設置した標柱

基点第225号 大飯郡おおい町犬見地先青柳に設置した標柱

(ア) 基点第222号と基点第225号とを結ぶ線と基点第223号から真方位193度の線との交点

(イ) 点(ア)と基点第225号とを結ぶ線と基点第224号と基点第214号とを結ぶ線との交点

(2) 条件

いかだ敷設等については、別途指令する指示に従わなければならない。

区画漁業権（素案）

公示番号 区第207号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 真珠養殖業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

大飯郡おおい町犬見地先

ウ 漁場の区域

次の基点第224号、(ア)、(イ)および基点第225号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第214号 大飯郡おおい町本郷地先北山に設置した標柱

基点第222号 大飯郡おおい町と同郡高浜町との境界赤崎に設置した標柱

基点第224号 大飯郡おおい町犬見地先犬見栈橋に設置した標柱

基点第225号 大飯郡おおい町犬見地先青柳に設置した標柱

(ア) 基点第222号と基点第225号とを結ぶ線と基点第224号と基点第214号とを結ぶ線との交点

(イ) 基点第225号から大飯郡おおい町本郷地先瀬崎を見通す線上150メートルの点

(2) 条件

いかだ敷設等については、別途指令する指示に従わなければならない。

公示番号 区第208号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 真珠養殖業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

大飯郡おおい町犬見地先

ウ 漁場の区域

次の基点第226号、(ア)、(イ)および基点第434号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第212号 小浜市鯉川と大飯郡おおい町長井との境界大岩に設置した標柱

基点第226号 大飯郡おおい町犬見地先犬見崎に設置した標柱

基点第434号 大飯郡おおい町犬見地先葉ヶ崎に設置した標柱

(ア) 基点第226号から基点第212号を見通す線上100メートルの点

(イ) 基点第434号から基点第212号を見通す線上150メートルの点

(2) 条件

いかだ敷設等については、別途指令する指示に従わなければならない。